

幼兒の教育



第十四卷 十月 第十號

東京女子高等師範學校內

日本幼稚園協會

東京女子高等師範學校附屬幼稚園編 (五版)

改訂系統的保育案の實際

定價 金壹圓參拾錢 送料 金 六 錢

初版以來廣く參考の資料とせられた本書は、時局下幼兒保育の再認識と、特に國民學校の新制に對する用意の必要とから到底舊版のまゝに止まることを許されなくなりました。全體に互る改訂と増補を以て茲に此の新版を供する次第であります。

日本幼稚園協會編

幼稚園談話集 (四版)

菊版三五〇頁 定價金壹圓五拾錢
送地方料 北海道・臺灣・朝鮮・滿洲 金拾五錢

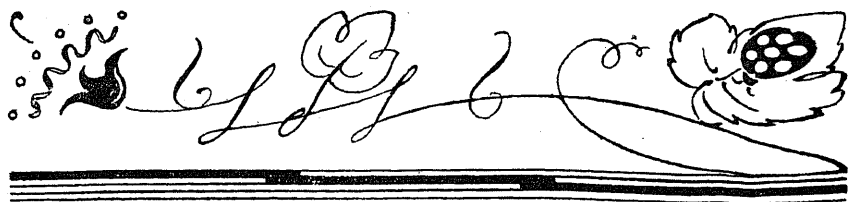
東京女子高等師範學校附屬幼稚園 (再版)

觀察の實際

菊判一三〇頁 定價金壹圓
送料東京市内金六錢 其他 金九錢

幼兒の教育 (月刊)

一ヶ月 金參拾五錢 送料金一錢
一ヶ年 金四圓貳拾錢 送料共



號 十 第 育 教 の 兒 幼 卷 一 十 四 第

— (次 目) —

扉

國民幼稚園の名に於て(八)……………倉橋惣三(一)

幼稚園の遊具(二)……………佐々木等(三)

な あ ぜ ?……………堀 七 藏(五)

蔬菜園の周圍境界を利用して……………大 岩 金(九)

子供隣組—誘導保育の主題……………村 上 露 子(二)

國史によせる心……………志 村 貞 子(四)

各地保育會の活動臺灣保育會……………竹 下 テ ル(六)

月刊「幼兒の母」に就て……………(四)

幼 兒 の 母……………(五)

誌 上 保 育 講 習

國民學校ニ幼稚園保育の實際……………倉 橋 惣 三(元)

國民學校國民科指導の精神……………竹 下 直 之(四)

幼稚園遊戯……………戸 倉 ハ ル(四)

幼稚園手技……………及 川 ふ み(五)

東京女子高等師範學校教授堀七藏先生著 [最新刊]

幼児の學科教育

幼稚園のお子様を授けられた先生とお母様へ
!! 七藏先生の學科教育の手引書 !!

安。いなはで窺理は成鍊の「眼るす學科」「心るす學科」の幼児は養涵の「力るす學科」。いなはで明説の時一な價めゞこに中の「想夢」、すへ答に座即に理處の問質、問疑容内此るなに爲てく白面たれさ説力を事ふ云さくおていさ下覽御を

……滙排と養榮……體身の健全……目的育教(述略次目) 教の體一身心……官五……潔清……養休と動運……吸呼と鼻の問疑……育教學科の幼児……較比のと庭家と園稚幼……養園稚幼と育教學科……理處

定 1.20 千 .10

文部省推薦書

尊い參謀の宮さま

謹みて北白川宮永久王殿下の御一周年祭を迎へ奉り御高德を偲び奉る謹書

陸軍大臣 東條英機閣下 推薦
文部大臣 橋田邦彦先生 推薦
我等は宮殿下の御高德を此一ヶ月間幾度となく各誌上に謹載させて頂いて参りましたが、今度新しく御一周年祭をお迎へ遊ばされましたが、今度生涯の御物語を御幼少の當初よりつづがに謹記して發刊させて頂きました。國民必讀を請ふ!!

定價壹圓五拾錢 千十四錢

東京府大泉師範學校教授 寺門照彦著

國民學校と母の教育

附屬國民學校主事 寺門照彦著 定價一・二〇

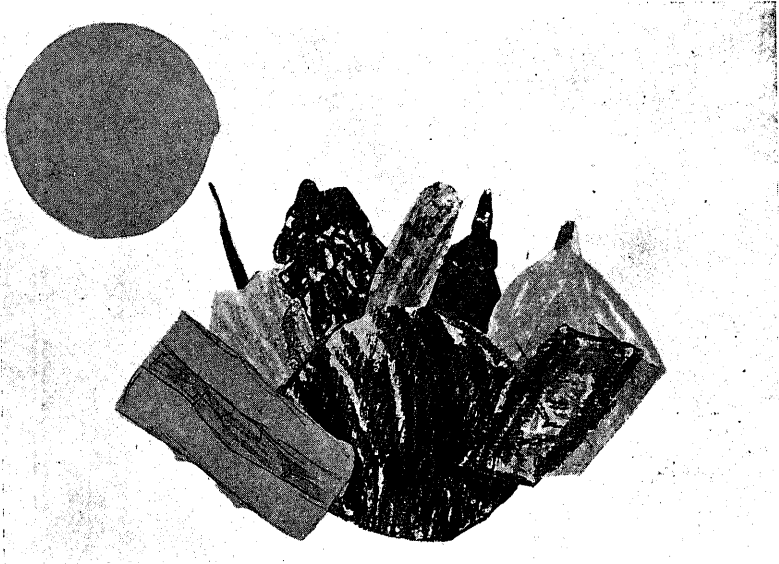
國民學校の母の爲のよびがら日記
期待の賤け方日記出づ!! 定價〇・六〇 千・一〇
際には非此れ丈は心得て置かねばならぬ 國民學校の教育の解説書
父兄會や、其他の集り、或は兒童の家庭との直接の連絡の接の連絡の

永田秀次郎先生御推薦 世の母と教育者に與へる 女教師の手記!!
女教員は明治、大正、昭和の三代をかく歩み、く取りあつたはれて来たた國民學校の女教師の身は九州のどう起上つたらよいか! 生れ乍ら三十七六年置身、一孤島種子が島の名門に生れ乍ら三十七年、一教師の四十一年間の母心・師心を聞け

教壇

最新刊 河内いね著 定價一・八〇 千・一四

東京市神田區清水書房 電話 田五七五八番 電話 田五七五八番



お月さまにおげるのか、自分におげるのか、
どつちでも同じことだと、子どもは思つてゐる
らしい、何しろ、自分の大好きな果物のいろ／＼
であるがクレオンだけでは、肝心な熟したふく
らみを浮き上げにくい。こゝにいふ時に貼り紙
がいくと、子どもは考へついたらしい。さつさ
と鉄で切つてゆく、一つ／＼の形の面白さ。こ
の際、うまい／＼とほめる言葉が、ちやんと二
つの意味を兼ねてゐる。

(倉橋生)

國民幼稚園の名に於て

（八）國民教育者としての資格

倉橋惣三

幼稚園が國民幼稚園として完成せられるの日は、就學前保育が義務制となるの日である。就學前期の國民が一人のこらず、國民練成のための基礎の基礎を與へられるの日である。而して、その日に於て、國民幼稚園の保母は、當然、國民學校の訓導と同一の資格に於て待遇せられるに至るであらう。たゞ今日は未だそこに至つてゐない。

そこに至つてゐないのは、義務制になつてゐないことである。しかし、既に今日の幼稚園が國民幼稚園としての本質に於て認識せられ得るならば、義務の普遍性はなしにして、その個々の幼稚園に於て、保母が國民教育者として完全の資格を與へらるべきは言を俟たぬ。その點、現狀は甚だ不充分である。

第一、保母の資格の與へられ方に就て、同じく國民教育者たる國民學校訓導の場合に比し、極めて不備である。保母養成の師範教育機關の現狀如何。その制度さへない。官立にも二つあるが、それも、女子高等師範學校に置くことを得させられてゐるに止まる。公立にもあり得る譯ではあるが無い。私立は數多あり、皆、熱心なる斯界の篤志家によつて經營せられてゐるが、それら篤志家を俟つて初めて存し得るのでは心細い。而して、更に、その内容に至つては、養成機關は高等女學校卒業後一ヶ年でいゝことになつてゐる。師範教育改正の實現しようとしてゐる今日、何んたる不充分のことであらう。

第二、保母の待遇に於て遺憾である。保母の俸給令は國民學校訓導に比して一段低い。その上年功加俸もなく、旅費規程に於ても差別せられてゐる。必ずしも同一でなければならぬことを主張するのではないにしても、何故に差別あるかは、國民教育者としての資格を差別せられてゐるものとして遺憾である。殊に、先般、國民學校訓導に與へられたる特別の扱ひに對し、幼稚園保母はその中に入れられてゐない。之れ、現制としては當然のことでは不滿をいふべきでもないが、そうした制度には更めて遺憾を感ぜさせられた。同じく公立の國民學校に附設せられ、同じ職員室に、同じく國民を教育しつゝ、此の別のあることは、國民幼稚園の名に於ては、甚だあり得べからざることゝさへ思はれる。

之れを要するに、現制のまゝ、幼稚園の保母の待遇を上げることが主張し得ないにしても、そうであればある程、現制の不備を思はざるを得ないのである。而して國民幼稚園の名に於て、之れが當然の主張であることに、何人も異論なきことを確信する。

幼稚園の遊具 (二)

— 幼児の好きな粹登 —

東京女子高等師範學校教授

佐々木等

今月は粹登について少しく述べて見たいと思ひます。
この粹登といふのは本名をジャングルヂムといふのでありまして今から十五六年前我國で始めて造つたものであります。然かもその發生の地は東京女子高等師範學校附屬小學校なのであります。

當時、附屬小學校の主事は北澤種一氏でありました。或日偶々同主事の許を訪れた筆者は、北澤氏から何か子供の運動用具の適當なものがないかを申されたので、ずつこ以前から、子供の上體の發育不振を如何にして良好ならしめたらよいかといふことを研究の一題目として居た私は、即座に此のジャングルヂムの設置を希望したのであります。

このジャングルヂム即ち、粹登は既にアメリカに於て考案されて居たものでありまして私はアメリカから出版されて居るプレーグラウンドといふ雜誌の廣告を見て手を打つて喜んだのであります。

自分の考へて居ることをアメリカは一步先に實現して居

るといふ事を感じたのであります。其處で直ぐ北澤氏に推薦し、附屬の校庭元のお茶の水に建てられたのであります。それが今日でも、我附屬國民學校の校庭に嚴然として存して居り子供等のこよなき友達になつて居るのであります。

さてこの粹登による粹登は、どんなところから發して居るかといふに、それは子供等が自然の生木に木登をする。ことにオリジナリテイがあるものでありまして、子供達は木登を此上もなく喜んで行はんとするのであります。

私はあの冷い鐵の管で嚴めしく造られたところの粹登の味のないものよりか、寧ろ自然の生木の方を推賞したいのであります。生憎、その自然の生木を校庭や園庭に植ゑて居ないところが多いためです。止むを得ずあつた不自然なものをお奨めするより他に道がないのであります。

一體何故にあんなものを推奨するかといふに、先月號に

もちよつぱり述べてある様に、子供さいふものは小高いところの上るこゝを極めて好むものであります。

さうした本能的の欲求からばかりでなく、登梯の如きものに登るこゝによつて身體の支配の能力が高まつて行くこゝは勿論のこゝ、上肢の筋力を増し、上體の發育を促進し、自信力を高め漸次高度の修練へ進むこゝが出来るのであります。

上體の發育を促進するさいふこゝは、胸椎の可動性を増すばかりでなく、胸廓内に臓してある内臓諸器官の機能の正常なる發達をも併せて促進するものでありますから、此上ないよい運動なのであります。

即ち、此の登梯の運動は本能的に興味が伴ふばかりではなく、かうした効果があるものでありますから是非共推奨したいものであるのであります。

それで私の希望としては四季各々果實を結ぶこゝの果樹を寧ろ庭園に植え自然の欲求をも一つ満たすこゝの出来る様にしてやるこゝが、よりよいこゝであるを考へて居るのであります。

併し、今日そんなこゝをいふと、けしからぬこゝであるさいふ人もありますが、子供達を本當によく導く爲めには庭園に果樹類を豊富に植ゑるこゝが出来たらよいだらうと思ふこゝは私が子供の體育を考へ始めた二十年昔も今も變

りはないのであります。

私なごの小さな時は田舎に育つたのでありますから、春先は何をしたかさいふに、これは果樹ではないが鳥の巢を取りに高い赤松の木に登つたものであります。その巢を取つてさうするさいふこゝはない只取りに登つたものです。

この赤松の木に登るこゝの出来るものは偉いと思ひます。あの木は薄い表皮がする／＼と剥がれる。足が手が滑る。あつさいふ間に顛落であります。それで子供心の全知を絞つて考へたこゝは柄の短い鎌を二挺持つて交互に松の木に打込んで登つて行くのであります。誠に原始的なものであります。かくして両手の力で高いところまで登つて行くのであります。

途中まで行つた時に懸垂力が鈍つて来るこゝこれは大變なこゝになるのであります。それを耐えて耐えて遂に目的物に到達する迄の忍耐力さいふものは實に偉いものであります。

都會や町の子供達には到底出来ない藝當であると思ふ。之れがそんな役に立つかさいふに大きくなつた曉には若し敵壘に攀ぢ登るやうなこゝがあれば易々成し遂げるこゝが出来るのであります。

こんなこゝは今日の田舎に於ても珍らしいこゝであります。殆ん出出来ないこゝかわからないが、果樹の中で櫻坊

を取りに登るこか、苹果を取りに或は無花果を或は梨果を或は柿實を或は栗の實こいふやうに相當豊富にあると思ふのであります。

さうした果樹に登つて存分楽しみながら果物を取つてその美味に酔はしめる様な理想的な庭園をなし得ないものであらうか。常に考へて見て居るのであります。私の家はかうした果樹に恵まれて居たのでありますからよく木登をしたものであります。

かうした理想的なものが出来ないとしたならば致方ないからあの冷い感じのする登棒の設備でも仕方がない不十分ながら彼等に満足せしめるより他に途がないのであります。

さて此登棒の利用される時期は何時頃か。いふこゝになるのであります。子供達は、最寒の候に、酷暑の候を除いた期間は彼等の好んで行ふものでありましてさうしてあんなに好むものであるかを疑はしむる程なのであります。

この登棒の最も簡單なものは一本の棒であります。一本の棒を二本の柱に固定したところの懸垂用具で、普通稱へて居る低鐵棒であります。この低鐵棒も亦古くから獨逸に於て行はれて居たのであります。今から七八年前に我國に廣められたものであります。

幼児の遊こしてこの低鐵棒は吊下つて遊ぶ丈けでもよいのであります。棒登の遊こ併せて彼等に歡迎せられるものであります。その高さは六十五種から七十種位のものが最適であります。それよりも高い三丈の低い子供はその下を通る時に頭を打つける恐があるからであります。之れも春先から初冬迄使用されるが眞夏の使用しない時は割竹の類を以て直射日光に當てない様に注意するのがよいのであります。その理由は日光の爲めに熱く燒傷するほぎになるからであります。

低鐵棒を使つての運動の技術には種々ありますが、幼児に對しては勿論そんな技術的指導をする必要はないのでありまして要は、養護を如何にするかに注意が拂はれなければならぬのであります。

以上は幼児達の好んで行ふ棒登についての日本に於ける歴史的の事實とその概略を述べた次第であります。あまりに抽象的でピンと來ない感じがしますが前書に述べてある私の性分を御了解の上御ゆるし下さる様御願致す次第であります。九日といふのに少し冷氣が強過ぎる様に思ふ。何うか嫁姆諸君に於かれても園兒は皆御自分の子供と思召して風邪を引かないやうに、お腹を痛めないやうに、強く育つやうに、明るく育つやうに御導き下さい。

な あ ぜ ! (四)

東京女子高等師範學校附屬國民學校主事

堀 七 藏

64、まぶたつて何のことですか

まぶたまぶたといふのは目のふたまぶたいふことです、これがまぶたまぶたですよ。ねむるまぶたときには誰でもまぶたまぶたをこぢます。

65、何故に年とるの？

一日一日暮して行くので年をこるのですね。人間だけでなく犬猫でも、また草木でも年をこりますよ。石ころでも建物でも、一年一年年をこるわけですね。

66、何故お母さんはわたしより大きいの？

お母さんはあなたの親ですもの、あなたを産んだお母さんですから大きいのですよ。しかしあなたも大人になれば、お母さんのやうに大きくなりますよ。きこすれば、お母さんよりも大きくなるかも知れませんね。身體を丈夫にして病氣まぶたなまぶたをまぶたしないやうにすればキまぶたトまぶた大きくなりますね。

67、何故お父様から赤ちやんが生れないの？

お父様の身體は赤ちやんを産むこまぶたが出来ないので。赤ちやんは皆お母様が産むのです。鶏でも卵を産むのは雌

鶏です。

68、日本で一番偉い方はどなた？次は？その次は？

わが大日本で一番お偉いお方は天皇陛下です。その次のお方は皇后陛下です。その次のお方ですか、それは皇太子殿下であります。

69、何故だるまさんは轉んでもすぐ起きるの？

だるままぶたさんは下の方が重くつくつてあるからです。轉がしてもすぐ起るこまぶたが出来るやうに、下のこまぶたころに粘土を入れたりなんかして重くしてあります。氣をつけてよく御覽なさい。

70、人が死ねば魂が残るといふのは本當ですか。

本當でせうね。あなたはごう思ひますか。魂はみんなものだまぶたと思ひますか。みんな工合にしてその魂が残るまぶたと思ひますか。これは中々六ケしいこまぶたです。はつきり分るには大變です。しかし昔からのえらい宗教家まぶたがいろいろに考へたり信仰したりして居られるのですが、あなた方、

子供には中々よく分りませんね。

71、なぜ影がうつるのか。

影はきんなものでせうね。黒い影がうつるさいふききは、そのところだけ光が来ないのでせう。明るい影がうつるさいふききは、そのところだけ強く光が来るからでせう。影をふむさいふききのかげミ蔭に入るさいふききのかげミ同じですか、違ひますか。

「あまり暑いから日かげで遊びませう」さいふききには、お日様が照らさないところ、即ち日の光がささないところでありませう。

「かげふみませう」さいふききには日かげにゐたのでは出来ないのでせう。日なたに出ないミかげふみは出来ませんね。月夜の晩にはかげふみが出来ますね。

それから水面に影がうつるさいふききのかげは單に人の形がうつるだけでなくて顔なまがはつきり分りますね。丁度鏡に顔や姿がはつきりうつるやうにね。あなたが「なぜ影がうつるの？」ミ尋ねてゐるのは、この鏡や静かな水面にうつるかげ、即ち像をいつてゐるのでせう。このまきの像、即ちかげがうつるのは、光が鏡や水面から反射して目に入るためですが、分りますか。

72、電車は夜中はどうするの？

電車も夜中は、車庫さいいつて電車を入れるところに入れ

て休ませてあります。車庫の中で電車はねんねしてゐるのでよ、そして朝早く起きて車庫から出て、ちん／＼動き、夜おそくまでお客様を乗せて行つたり来たりして働いてゐるのです。

73、おやつはなぜ三時と十時なの？

朝御飯をたべてお腹がすき出すのが十時頃ですから、そのまき一寸食べるのが十時のおやつ。お晝御飯をたべてお腹がすき出すのが三時頃ですから、この時にもおやつを食べるのです。それでおやつが三時と十時なんです。お腹がすかないまきには、三時でも十時でもおやつを頂かない方がよいでせう。

74、時間割つて何のこと？

時間をきめて置くのが時間割、食事をするのに朝は七時、お晝は十二時、夕食は六時さいふやうに、食事の時間割をするここにあります。國民學校では、この時間には國民科、その次が理數科さいふやうに、時間割をします。また幼稚園で、お話をした次にお唱歌、その次に遊戯さいふやうに、時間割をきめるここにあります。

75、ドイツと日本とどちらが強い？

ドイツも強いし、日本も大變強いのです。この強いドイツと日本とが仲よしで、戦争をしないから、どちらが強いかに比べられません。今は日本とドイツとミイタリーミ、それ

からいろ／＼の國ミが同盟をして英國、米國、ソ聯ミ戦争をしてゐます。日本は支那の蔣介石の方をたゞきつたのですし、ドイツは英國ミソ聯ミ戦争をしてゐるのです。分りますか。それだからあなた方も身體をじやうぶに大きくなつて立派な日本國民ミなり大日本を一層よい國、強い國ミなさねばなりません。

76、偉くなつたら 天皇陛下のお側にゆかれるの？

さうですね。偉くなるミ宮城に上がつて天皇陛下を拜するミことが出来ます。また大臣や大將になられた方は、それ／＼天皇陛下のお側近くに上がつてお國の大事な事柄について申上げられるミも出来ます。

天皇陛下が行幸遊ばされるミときには、お通りになる路ばたで誰でも天皇陛下を拜するミことが出来ます。

77、旗を出すとは何故お休みなの？

祝日や祭日には日の丸の旗を掲げます。そして幼稚園や國民學校がお休になるのです。

一月一日、紀元節、天長節、明治節、には國旗を掲げ、學校で儀式があります。しかし神嘗祭とか新嘗祭とかいふ祭日には國旗を掲げて學校が休みになるのです。でも旗を出してもお休にならぬ日もあります。興亞奉公日とか海軍記念日、陸軍記念日、支那事變記念日などは旗を出しませんがお休みになりません。

78、桃太郎さんのお話は本當にあつた事ですか。

あなたはさう思ひますか。桃太郎さんのお話は本當にあつたことミ思ひますか、それミもお話であるミ思ひますか。本當にあつたミ思ふ人はそれでもよいし、お話であつて本當にあつたことではないミ思ふ人もそれでよいのです。

79、先生はなぜ何でも知つてゐるの？

先生は皆さんよりも、長い間學問したからいろ／＼のミことを知つてゐるのです。しかし先生にもまだ／＼分らないミことが澤山あります。もつ／＼勉強せねばならないのです、あなた方も幼稚園でも國民學校でも眞面目に勉強しお國に役立つやうにならねばなりません。

80、小さな穴から何故大きなものが見えるの？

サア本當でせうか。小さな穴のある紙を顔からさつ／＼離して置いて向ふ側の物が見えませうか。やつて御覽なさい。小さな穴のある紙を顔に當てその穴からのぞくミ大きな物が見えるでせう。大きな物から来る光が小さな穴でも眞直に通つて目の中に入るから大きな物も見えるのです。廣い畫用紙に小さな穴をあけ、それを顔の前に出し、顔から離したり近づけたりしていろ／＼ミ實驗して御覽なさい。

81、なぜ目を小さくして見ると物が二つに見えるの？

目を小さくするミいふのはぎんなことミでせう。誰の目でも細く開くか、バッチリ開くかすることは出来ても、目を

小さくするこゝは出来ませうまい。しかし二つの目を外側から押すか、一方の目を指で上に押さか、何さかして物を見るこゝ、その物が二つになつて見えるこゝがあります。それをいふのでせうね。一體、二つの目で一つの物を見て、二つに見えるので二つに見えるのが不思議ではありませんか。二つの目で見るから二つに見える筈であるのに、一つにしか見えないでせう。それは右の目で見たのこゝ、左の目で見たのこゝが一つに重なつて見えるからです。こゝろが片方の目を押したりなさして見るこゝ右の目で見るのこゝ左の目で見るのこゝ別々に見えるから、二つに見えるのです。

82、レールは走つてゐないのに、電車が走つてゐるとどうして走つてゐる様に見えるのか

橋の上から川の水を見つめたこゝがあります。自分の方が橋と一緒に川上の方に走るやうに見えるものであります。また走つてゐる汽車の窓から外の景色を見たこゝがあります。また走つてゐる汽車の窓から外の景色を見たこゝがあります。そのとき山も野原もぎん／＼後の方に走つて行くやうに思はれたでせう。自分の乗つてゐる汽車が走つてゐるのにそれが止まつてゐて動かないやうに思はれそして窓の外に見える山も野原も後の方に走るやうに見えるものです。川の水はぎん／＼流れてゐるが見つめてゐるこゝ、それが動かないやうに見える、自分が橋と一緒に川上の方に動くやうに思はれるのです。

83、お豆腐は何でつくるのか

お豆腐は大豆でつくるのです。水につけてふやかして置いた大豆を石臼ですりつぶすこゝろ豆乳が出来ます。それを煮て布の袋に入れてこすこゝろ袋の中におからが残つて袋の外へは豆乳が出ます。その豆乳に苦汁といふものを加へるこゝろ豆腐が出来るのです。お豆腐屋さんのするこゝろを氣をつけて見て御覽なさい。

さて幼児の疑問には種々あるが、これを大別するこゝ第一に「これは何か」「こゝろやうな疑問」「第二に「幾つあるか」「こゝろなになつてゐるか」「こゝろやうな疑問」「第三に「何故か」「こゝろしてか」「こゝろやうな疑問」の三種になりま

す。第一種の疑問に對しては成るべく答へてやるのがよいのであります。しかし第二種の疑問には成るべく答へないがよいのです。そして幼児自ら「こゝろなになつてゐるか」よく觀させるやうに仕向ける方がよいのです。第三種の疑問に對しても成るべく答へない方がよいのです。若し答へるならば幼児にも理會出来る程度に答へねばなりません。これは餘程工夫を要するこゝろです。従つて第三種の疑問に對しては幼児が納得するやうに幼児に考へさせるやうに工夫し、幼児の間に即答しない方が却つてよいのです。「サアあなたはこゝろ思ひますか」「こゝろか」「こゝろ考へますか」「なごゝり反問し、安價な解決を與へず寧ろ幼児と一緒になつて解決するやうに指導するこゝろが秘訣であります。(一)

蔬菜園の周圍境界を利用して

東京女子高等師範學校教諭

大 岩 金

家庭蔬菜園も、隣組共同蔬菜園も次第に整つて來て、もう此頃では一しきり夏の果菜類の收穫が終つて、大根、こかぶ等の菘類や、收穫に近い甘藷なぎが氣持よく成長してゐる。

今回は菜園の周圍を利用して更に畑を美化して見よう。

一、豌豆、蠶豆を播くことは前月號に述べたのでこゝでは省略する。

二、草 莓

梅雨期頃から伸びた匍匐枝で親株に近い二三節を取り、一節毎に切り離して株間七寸にして一株づゝ植付ける。あまり深植にならないやうに注意する。そして冬の乾燥、除霜を兼ねて年末になつたら藁、又は炭俵をほごして株の周圍に敷いてやるこよい。

三、ニ ラ

ニラは香氣の高い蔬菜で人にふり大變好嫌ひがあるが春から秋末まで引續き收穫が出来るので重寶である。

株分けは今しても、來春早々しても差支ないが年内にし

ておけば來年早々に收穫が出来る。

葉が硬ばつて食べ難くなつたならば刈りこつて掘り上げ適當に株分し、根も長すぎるものは適當に切りつめて差支へない。是を株間七八寸おきに一株づゝ植込んでおけばよい。基肥として堆肥があれば結構であるがなければ灰丈入れてもよい。

次は草花を用ひる事にして二、三述べる。

四、アルメリア

十月末から十一月にかけて是まで植ゑてあつた株を掘り起す。この根は主根が發達してゐて、支根は極めて貧弱であるがこの時期ならば一本の太い主根を數箇にさいて、わづかばかりの根がついてゐる丈でも殆ど活著しないのはないからさほご廣くない周圍には數株あれば足りる。花屋の店頭には毎年春の開花前にならないと出さないが、その頃では株分には到底堪へない。植替でさへもあまり望ましくない。それ故株分は是非この期にしてほしいものである。用途としては縁植のみならず鉢植にしても開花期が大變永

くて可愛らしい花を咲かせるので充分觀賞の價値がある。

五、モツスフロックス（ハナシバ）

名の示すやうに細い葉が莖に密生しそれが地上に長く伸びる。一見した所芝の感じがする。春ぼたん色、薄色の花が葉を覆ふて開いた時は野のれんげ草の花盛りのやうで大變美しい。花の後も亦緑として長く眺められ、年々挿しかへた鉢植なきも前者同様充分觀賞の價値がある。

挿木をするには伸びた匍匐枝を三四寸位の長さで切り、株間も三寸位にして約半分を地中に埋めておけばよい。極めて發根し易いものであるから切つたまゝで只上下を間違へないやうにすればよい。それ故一株あれば容易にかなりな面積に擴げる事が出来る。

六、スキートビー

共同蔬菜園の境界用としては少し丈の高すぎる感じもするが目障りになる繩張りや、枯枝等々は趣をすつかり異にするのであげて見た。栽培法はえんぎう同様でよい。尙年内の手入としては發芽後本葉が數枚出た頃に一回液肥をやや、寒地にあつては笹付の竹か、葉のついた枯枝を霜除きして立てゝやる結構である。

七、ツルバラ又は姬性のバラ

少ししつかりました境界を望む所には適當かと思ふ。

ツルバラで垣根様にするまでには一年では少し無理な感

じがする。三年目位になるに相當に枝數も多く、長さもよくなる。

姬性の方では丈は少し一年では低いが花は少しは見られるので初年は少し間隔をつめておき、後に所々間引き他に移せばよい。

繁殖はいづれも挿木でこの十一月頃剪定をした時の枝を挿しておけばよい。

挿穂として適當な枝さいふのは、今春伸びた枝で四、五寸のものに數箇以上芽のある、よく充實したものを選び、上は芽の直上、下は芽の直下を斜に切る。是を約半分位地に挿すのである。尙丁寧にする時は赤土で小さい玉を作り、保水と黴菌の侵入を防ぐために切口を包み、土中に埋める時は一層よく活著する。是は三尺に一本位の割合に用意すればよいのであるが豫備のため少し多數に挿しておきたい。尙直ちに境界に挿すよりも今年他のもので代用し、日照のよい適當な場所に挿木をしておいて來秋になつて本植するのの一策である。この場合は株間五寸位にして並べておけばよい。

子供隣組

麴町區麴町幼稚園

村上露子

——誘導保育の主題——

小学校が國民學校となり、幼稚園もまた國民幼稚園としてスタートしました今日、一層幼児教育の重大さが痛感せられ、重い責任を感じます。

今年入園の私の組は、あまりにも猛者連が揃つて居りまして、なかく共同生活に慣れないで、お山の大将が多くて兎角喧嘩をする。弱い者がいぢめをする等の事がしばしば御座いました。さうかして共同生活に慣れさせ、協調性のある子供に導き入れたいものさ、然も最も無理のない方法はないものかさ、あれこれ心を痛めて居りました。

或る日、隣組の話し合ひから子供隣組を作りませうと云ふことに相談を定めました。成るべく家の近所のもの同士を一つのグループにして、便宜上三つに机を分け其の机にぞれぞれ子供達が好きな名前を付けました。

「サクラ」「モミヂ」「チューリップ」の三つの隣組です。どの隣組でもみんな仲好くしませう。殊に猛者連にはよく云ひ聞かせて「同じ隣組の人は仲好くして可愛がつて上げるのよ」と約束をしました。

お仕事や遊びの後片附の出来ないやりつばなしの子は、それらのグループで〇〇ちゃんお道具が出しつばなしよ、お片付けするのよ」。子供同士で注意させる様にしました。お友達と遊べない子、何も出来ない子は皆で手傳つてやつたり、一緒に遊びに引入れる様にさせました。

そんな様な事から弱いお友達を庇つてやつて、朝も誘つて来るし、お歸りの時も待つてゐて一緒に連れ立つて歸るのを見受ける様になりました。「今日は〇〇ちゃんはお休みです。風邪を引いたんですつて」。云ひに来る事もありません。

子供隣組で順番にお常番を定めました。お辨當のお茶をついだり、遊び道具の整頓、お仕事の材料を配つたり、後片付けのお手傳ひ、お部屋をきれいにするお手傳ひ等。子供達は大喜びでお常番になりましたがります。お友達に色々して頂いて「アリガタウ」を云ふことを覚えました。

子供隣組にも回覧板がある云ひ出しましたので、ボール箱の蓋に紐をつけて作りました。例へば「オハヤチキレイニシマセウ。カミクヅハシタニオトサナイデクダサイ」。

「云ふ回覧板が廻りますよ、回覧板だ〜云つて字の讀める子供が皆に讀んできかせます。何が書いてあるのか知らぬ興味を持つてみんなよく聞きますし、それを聞いて自分の席の廻りを見廻して、残屑が落ちて居るご拾つて屑箱へ捨てに行くのを見受けます。先生の口から云ふよりもすつと効果的だ〜つくづく思ひましたし、そこに意味があります。」

「〇〇ちゃんノオトウサマが、シユツセイナサイマス。ミシナデナニカツクツテ、オトウサマニシアゲマセウ。」
云ふ事から相談をして、旗を作つたり、繪を描いたり、可愛い人形を作つたりして、心のこもつた贈り物が出来上りました。又戦地の兵隊さんにも慰問繪を御送りしませう云ふ事になりました、四月號で御發表になりました「慰問袋」の遊びに發展させる事も出来ませう。
保母の繩えざる心づかひを申しますか、楯取りを申しますかに依つて、共同生活へ、共同製作への導びき入れの第一歩を踏み出す事が出来ました。

この頃は共同生活の内容も相當に進歩したものになりました。
お隣の組で繩の汽車が走つてゐます。僕たちも乗りた

いなあ云ふ事から

「みんなも汽車に乗つて旅行しませう」
「えゝ、それがいい」

「どこへ行きませうか」

「大阪、満洲等々」

「お辨當持つて行つた方がいゝわ」
等三色々意見が出ます。

「マンシユウヘユキマスカラ、オンナノカタハ、オベントウチツクツテクダサイ」。

云ふ面白い回覧板を子供が書いて廻しました。(例の通り字の讀める子が讀んだり、觸れて歩いて歩いたりします)。外で遊んでゐた連中もみんな集まつて來ます。

海苔巻作り

黒の色紙又は廣告紙等に墨を塗つて海苔にし、お菓子の詰合せに入つてゐる鮑屑や色紙の切屑等の中に入れて巻きます。

「チトコノカタハキツブツクリ」。

古葉書を適當に切つてクレオンを塗り、ドン〜切符が製造されます。

始めのつもりでは、めい〜がお辨當を持つて行くはずの所を、作つた海苔巻きを早速空箱に詰めては「辨當 々々」を呼んで歩いて忽ち賣切れになつてしまひました。

「お辨當をもつて澤山作つて下さい」。

「お菓子も願ひます」。

注文續出で、女の子は汗だくになつてしまひました。賣子になり手が多いので、それぢや皆で驛の賣店を作つたらどうか云ふことになり、早速準備に取かかりました。

驛の賣店

品物はなるべく廢物利用に心掛けました。

○繪本

畫用紙を絲が紐で綴て帳面を作り、繪を描かせます。面白く自分でつくつたお話を書いた子供もあります。

○お菓子

セロファン等の包装紙の廢物利用で、キビガラ等を包んだりして作ります。

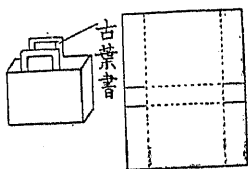
○買物袋

新聞紙を古葉書利用です。

新聞紙1/2頁大に切れ目を入れ、糊つけて箱の様な形にします。手

は古葉書を横に二つ折りにして幅一杯に切りぬき色を塗ります。

新聞紙には貼り紙をしてもよろしい。



○玩具のおふね 古葉書利用。

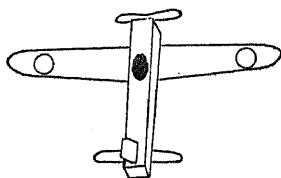
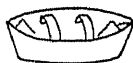
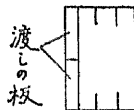
裏表にクレオンを濃くぬります。切れ目を入れて四片を重ね合せて糊つけするか糸で止めます。

渡しの板を二枚はりつけます。

これは水に浮かしても濡れません。

○玩具の飛行機

齒ゼラシンの空箱が澤山ありましたので、それを胴體にして、不用のボール箱から翼を切り取り、プロペラーは割鋸



で止めて見ました。胴が箱ですから座席を剥抜くミよろしい。翼は貼りつけてもよし、胴の兩側に穴をあけて通す様にしますミ丈夫です。上に色紙を貼るなり。ボスターカラーでも塗りますミきれいに出来上ります。

其他割箸ミ葉書を利用して簡単な飛行機が出来ました。

子供らしいものがお店に澤山揃ひました。玩具に一番人氣がありますので、

玩具屋のお店の様になりましたが、毎日喜んで賣買が始ります。

子供たちの想像の世界に於いては何でも立派な汽車になります。或る時は繩の汽車で好きな所をミび廻り、或は大勢乗りのプランコ、或は大積木、お椅子を列べて等其の日々に依つて色々變化があり面白く遊びが續きます。

子供隣組が以外な方面に發展して參りましたけれど、保姆の心づかひに依つてこんな主題のものにでも、無理なく社會性が養はれ、総合的な保育を行ふことが出来る様に思ひます。

國史によせる心

附屬幼稚園 志村貞子

昭和六年九月十八日、柳條溝に端を發した滿洲事變以來、早くも十年を經過し、本日は恰かもその十周年記念日にあたる。當時、小學生であつた自分が十九日登校してから號外によりその事を知り、心に受けた「おもひ」は、子供ながらも非常に烈しいもので、あの號外の鈴の音と共に深く腦裡に灼きつけられてゐる。

その後、機會を得て、建國以來輝かしい發展を遂げつゝある滿洲國を訪れ、幾多英靈の眠る戰跡に立つた折にも、小學生時代に迎へたこの日の「おもひ」を新たにしたことであつたが、今日、十周年記念日を迎へるにあたり、その「おもひ」は一しほ深いものがある。この「おもひ」は、當時小學生であつた自分なりに自覺した愛國心であり、その後、次第に啓培せられた國家意識であり、更にいへば皇國民としての自覺及びそれに伴ふ責任感に他ならない。事實、滿洲事變を契機として我々國民の間に國家意識の切實なる覺醒を見るに至つたことは、我々が既に自ら體驗して來たところである。しかも、日支事變、第二次歐洲戰爭、皇國

の興廢を賭する一大非常時局に直面した今日に於ては、國民各自が皇國民としての自己に目覺め、強固なる國家意識、國民的自覺の下に一致團結して事に處することは更に一層緊要事であるといはねばならぬ。

國民としての自覺を振起することは種々の方面から、種々の方法により行はれ得るであらうが、就中、國史への回顧はその最も根本的なるものであると思ふ。既に近年國史の研究が盛に行はれ、我々國民の國史への關心が深められ、高められつゝあることは、皇國今後の逞しき發展への一階梯、眞に國家の爲よろこばしき限りである。

我國家の歴史は、一言にしていへば、皇室を中心として肇國以來進歩、發展せる我國民の繁榮の歴史であるといへよう。この、皇室を中心とする國家意識を以て貫かれてゐるところこそ、實に世界各國の歴史に無比なる所以なのである。この一貫せる國家意識の根柢は、「大日本は神國なり」の信念である。肇國以來易らざる、國民の國家に對する根本認識である。

我國史はこの信念の顯現せるものに他ならない。細かく觀すれば、國史上に各時代があり、その各時代の特色があり、且時代により皇國精神に多少の消長があるにせよ、この根本精神は、さうした事象の流れの上に超然として萬世易らば繼續して來たのである。かゝる國家に對する根本認識は一の信念として、我國民の一人々々が體得してゐるべき筈のものであるが、就中次代の日本——申すまでもなく現代との聯關は極めて密接である——を擔ふ少國民の心に、我國體に對する敬虔なる心、國史への尊敬、皇國使命の自覺——皇國民としての自己に課せられた重大責務の自覺——を啓培するこの必要が痛感せられてゐる。その結果、學齡前の日本の國民の教育といふ重要な役目を擔ふ幼稚園に於ても、このことにつき、またその方法につき、既に種々の方面から研究され、論議されてゐるやうである。その中で私が最も大なる關心を持つものは所謂國史ばなしについての研究である。日本の少國民としての幼兒に我皇國の歴史を如何に語りきかせ、如何に感じさせらるかは極めて重要な問題である。

既におはなしとして具體的な形をまつて發表せられたものも多くあるやうであるがそれらについて、こゝに批判を加へる資格は私にはない。たゞ眼に觸れた一部のものについていへば、「中心」への結び付きに於て缺けるものがあり

はしないかを怖れる。例へば、古典による國史回顧の重要性から、我國古典中の古典もいふべき古事記を、幼兒にきかせる話として採り上げたものにしても、古事記をさりあげるさういふ考へ方には誠に同感であるが、逐語的に單に言葉をやさしく幼兒向に書き改めただけのもの、神様の御名を一々覚えさせるさういふあまりに形式的、末梢的に走つたもの等、未だ相當考慮の餘地がありさうである。幼兒にきかせる話としては、自ら古事記の中のある話だけが選ばれねばならないであらうし、しかも、それがばらばらの話としてでなく、「中心」への結び付きに於て共通なるものを有する筈である。また國史上の人物、古來、英雄といはれ、偉人といはれる人々の「はなし」にしても、天皇に對し奉る忠義の精神、我國家に對する功績に於いて、その人物を把握すべきで、單なる興味本位の個人的武勇談の如きは、極めて價値のないものといはねばならぬ。

而して正しき國史ばなしとは、これを作るもの及び語る者の、神に對する尊敬の念、我國史の正しき認識、國史に對する感激によつて生れたものでなければならぬ。かゝればそれは、自ら幼兒の心に反映し、皇國民としての幼兒の心を培ふものさ信ずる。要は、保育者その人の、國史によせる心であり、信念である。保育者その人の精神如何にあると思ふ。

臺灣保育會概況 (二)

臺北市錦幼稚園長 竹 下 ヲ ル

一、本島幼稚園の起原 明治三十年十月十八日、臺南教育會より幼稚園設立を願し、知事の認可を得て、十二月一日より開園した。當時の事情につき、臺南縣知事の報告に依るに、次の通りである。

當臺南ニ於テハ、客年來學者紳士臺南教育會ヲ組織シ、教育ノ改良進歩ニ關シ考究致來候處、先般同會幹事蔡夢熊觀光ノ爲メ、京阪地方漫遊ノ節、幼稚園ノ兒童保育ヲ目撃シ、歸臺ノ後其ノ有益ナル事業タルコトヲ賞讃シテ止マス。依テ之ガ設立ヲ勧誘シ且教育會ニ其設立ノ是非ヲ諮問セシニ、種々審議ノ上、大ニ賛成ヲ表シ同會ニ於テ設立スルコトヲ決議シ、直ニ創立委員五名ヲ〔内地人一名〕選舉シ、創立一切ノ事務ヲ委托セシカ、遂ニ十月十八日ニ至リ右創立委員ヨリ、幼稚園設立ノ義願出閣屆候處、教育會ニ於テハ蔡夢熊ヲ推シテ、園長トナシ女子師範學校卒業生ニシテ當地ニ寄留スル婦人二名ヲ招聘シ、十二月一日ニ至リ、當城內關帝廟内ニ於テ開園致候、入園ノ兒童ハ縣知事ノ

子弟ヲ始メ富豪ノ兒童ニシテ、既ニ二十名〔三分ノ一女子三分ノ二男子〕ニ達セルノミナラズ、益々増加ノ模様有之兒童父兄ノ如キハ、毎日來園參觀スル等目下ノ狀況ニテハ、先ヅ好成績ヲ得ベキ見込有之候此段及報告候也。

これは本島に於ける最初の幼稚園であるが、園長に何等學識經驗なき本島人を置いた點に、多少の非難があつた。其後本島人兒童の入園者は、皆無で全く内地人子弟のみの幼稚園たる觀を呈し、經費支出の途もなく、保姆に適任者を得ることが難かつたといふ様な各種の障礙續出し、三十三年十月まで事業を繼續したが、遂に閉園の止むなきに至つた。又臺北では田中國語學校長主唱で、添田臺灣銀行頭取、木村學務課長及び有志者協議の結果、臺北幼稚園設立を議決し、明治三十三年十月十五日淡水館の一部を假用授業を開始した。保姆は三木眞砂子外助手二名で、園兒は臺北に於ける中流以上の家庭の子女二十名であつた。併し有

志の計畫になるもの故、維持困難な上管理者もなく、遂に萎靡不振の結果に陥つた。

明治三十四年宜蘭小學校内に、幼稚園設置の稟申があつたが、三月九日不許可の通牒があつた。右は幼稚科を設立すれば同校の事業に影響あるは勿論經費も膨脹を來す事となり、未だ全島的に小學校の設備さへ満足でない今日、國費で幼稚教育を施行するが如きは、その時機を得たものでないといふのであつた。

二、幼稚園に關する規程 明治三十八年三月十四日幼稚園に關する規程が發布された。右は私立臺北幼稚園の不振は、畢竟有志の計畫に成もの故、維持困難な上、管理監督に任ずる者がなき爲である。併し新開地の幼児保育は、決して輕々に看過すべきものでなく、此の際幼稚園に關する通則を定め、訓令で管理者及び職員に關する規程を定め、當分臺北にのみ設置せんとしたものである。

第一條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スル迄ノ兒童ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第二條 幼児保育ノ要旨、項目及時數ニ關シテハ、明治三十八年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第九章ノ規定ヲ準用ス

第三條 幼稚園ノ幼兒定員ハ、八十人、保姆一人ノ擔任スル幼兒ハ、四十人トス、但シ特別ノ事情アルトキハ、八十人ヲ百

五十人、四十人ヲ五十人マデハ増スコトヲ得

第四條 幼稚園ノ經費ハ、地方稅ヲ以テ之ヲ支辨ス

第五條 幼稚園ノ保育料ハ、一人ニ付一ヶ月金一圓五十錢トス、

但シ休業又ハ缺席全月ニ涉リタルトキハ其ノ月ノ保育料ヲ徵收セズ

第六條 幼稚園ノ保育料ハ地方稅ノ收入トシ、之ガ收納ニ關シテハ臺灣小學校授業料收納ノ例ニ依ル

附則

本令ハ、明治三十八年四月一日之ヲ施行ス

三、臺北幼稚園 明治三十八年三月十四日臺北幼稚園規程が發布された。

第一條 臺北幼稚園ハ、臺北廳長之ヲ管理ス

第二條 臺北幼稚園ハ左ノ職員ヲ置ク

園長 保姆

第三條 園長ハ廳長ノ命ヲ承ケ、園務ヲ掌理シ保姆ヲ監督ス

第四條 保姆ハ幼兒ノ保育ニ任ス

同日「四月一日ヨリ臺北ニ幼稚園ヲ置キ、臺北幼稚園ト稱ス」

職員採用及給與に關しては、臺北廳長宛左の通達があつた

一 園長及保姆の採用に關しては臺灣小學校教諭又は臺灣小學校助教諭たるの資格を有するもの、若は特に適任と認むべき經歷ある者に就き許可せらるべし

二 園長及保姆の俸給の支給に關しては、臺灣小學校助教諭の例に依るべし

かくて四月一日より第二小學校分教室内に幼稚園が設立され従來の私立臺北幼稚園は解散する事となつた。

明治三十八年六月二十七日、臺北幼稚園規程中改正が發布された。右は従來幼稚園は臺北廳長の管理になつてゐたが、事業の性質及び監督の便宜上之を國語學校に移すを至當と認めたので、第一條中「臺北廳長」を「國語學校長に」

第三條中「廳長」を、「國語學校長」に改めたものである。その後本園は三十九年三月限り、廢止された。

四、私立幼稚園 明治三十八年十一月二十九日 私立學校規則が發布され、右規則に依り認可された私立幼稚園は左の如くである。

名 稱	認可年月日	設立者
臺北幼稚園	明治四十一年十二月二十八日	河合龜輔
臺南幼稚園	明治四十一年六月三十日	關善次郎
嘉義幼稚園	大正四年六月二十九日	栢本量閣
基隆幼稚園	大正五年八月二十日	羽田平治郎
臺中幼稚園	大正五年五月二日	阪本素魯哉
打狗幼稚園	大正五年五月十七日	本田正巳
彰化幼稚園	大正五年九月六日	村木宗三

總爺幼稚園	大正六年一月二十五日	明治製糖株式會社
愛育幼稚園	大正六年三月十二日	佐竹晋次郎
打狗第二幼稚園	大正六年十二月十日	葉宗祺
麻荳幼稚園	大正六年十二月二十六日	林拔
彰化第二幼稚園	大正七年五月十日	楊吉臣
鳳山幼稚園	大正七年九月十三日	青木惠範
安平幼稚園	大正八年七月二日	李欽
羅東幼稚園	大正九年九月十四日	高木場超聖
新營幼稚園	大正九年八月二十八日	橫哲
大莆林幼稚園	大正九年九月十六日	江文蔚
基隆風幼稚園	大正九年七月十三日	許梓桑

五、臺灣公立幼稚園規則 大正十年五月二十九日 臺灣公立幼稚園規則が發布された。右は自治團體で、幼稚園を設置する事の、教育上適切な施設である事は、言を俟たない所であり、殊に本島の如き地で、本島人幼兒を保育する事は同化促進及び國語普及の徹底上、最も効果ある事は疑ふべき餘地がない。近時自治團體で幼稚園設置を希望する

向が多いので、此の際本案を發布する事としたものである。

臺灣公立幼稚園規則

第一條 市街庄ニ於テ幼稚園ヲ設立セムトスルトキハ、左ノ事項ヲ具シ州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クベシ

一 名稱

二 位置

三 保育規程

四 敷地及建物ノ平面圖

五 保育開始期日

六 一年ノ收支概算

前項第一號乃至第五號ヲ變更スルトキハ、設立者ニ於テ州知事

又ハ廳長ノ認可ヲ受クベシ

第二條 保育規程ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的保育年齡保育期間休業日及式日ニ關スル事項

二 編制保育ノ項目保育時數ニ關スル事項

三 入園退園ニ關スル事項

四 保育料ニ關スル事項

五 右ノ外必要ト認ムル事項

第三條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ、設立者ニ於テ事由及

期日ヲ具シ、州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クベシ

第四條 州知事又ハ廳長ニ於テ、幼稚園ノ設置又ハ廢止ヲ認可

シタルトキハ、其ノ名稱位置及設立團體名ヲ告示スベシ、其

名稱又ハ位置ノ變更ヲ認可シタルトキ、亦同シ

第五條 州知事又ハ廳長ニ於テ、幼稚園ノ設置又ハ廢止ヲ認可

シタルトキハ、其名稱位置及保育規程ヲ具シ、臺灣總督ニ報

告スベシ、之ガ變更ヲ認可シタルトキ亦同シ

第六條 内地人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ノ幼兒ノ年齡ハ、三

歳一日ヨリ尋常小學校ニ入學スル迄ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

ベシ

本島人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ノ幼兒ノ年齡ハ三歳一日ヨ

リ公學校ニ入學スル迄ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムベシ

第七條 内地人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ニ本島人ヲ入園セシ

メムトスルトキ又ハ本島人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ニ、内

地人ヲ入園セシメムトスルトキハ、其都度園長ニ於テ州知事

又ハ廳長ノ許可ヲ受クベシ

州知事又ハ廳長ニ於テ前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ之ヲ臺灣

總督ニ報告スベシ

第八條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身發育ノ程度

ニ副ヒ健全ナル發達ヲ得シムルニ留意スベク、會得シ難キ事

項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ズ、又常ニ幼兒

ノ心情及行爲ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ、範例ヲ示シテ之

ニ倣ハシメ、善長ナル習慣ヲ得シメムコトヲ務ムベシ

本島人ヲ保育スル幼稚園ニ在リテハ特ニ國語ノ話シ方ニ習熟

セシムルコトニ留意スベシ

第九條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲、唱歌、談話、手技、作法ニ就

キ之ヲ定ムベシ

第十條 幼兒ノ定員ハ百二十人内トス、但シ特別ノ事情アルトキハ、二百人迄増スコトヲ得

保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ、三十人内トス、但シ特別ノ事情アルトキハ、五十人迄増スコトヲ得

第十一條 幼稚園ノ敷地、建物及器具ハ其ノ規模ニ適應シ且保育上管理上竝ニ衛生上適當ナルコトヲ要ス

第十二條 幼稚園ニ於テハ幼兒在籍簿出席簿其ノ他必要ナル諸帳簿ヲ備フベシ

第十三條 幼稚園ノ園長又ハ保姆ハ臺灣小學校教員及臺灣公學校教員免許令施行規則又ハ明治三十三年文部省令第十四號小學校令ノ施行規則ニ依リ授與セラレタル教員免許狀若ハ幼稚園保姆免許狀ヲ有スル者タルベシ

前項ノ免許狀ヲ有スル者ヲ得難キトキハ其ノ他ノ者ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得但保姆ノ内少クトモ一人以上ハ、必ズ前項ノ資格ヲ有スル者タルコトヲ要ス

第十四條 前條ノ職員ノ進退ニ付テハ、市街庄吏員ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五條 保護者ハ幼兒在園中ノ保育料ヲ納ムベシ

第十六條 幼稚園ノ保育料ハ一月三圓以下ニ於テ、之ヲ定メ毎月其ノ月分ヲ徴收スベシ

第十七條 夏季休業若ハ幼稚園ノ都合ニ依リ休業全月ニ涉リタルトキ又ハ幼兒ノ病氣其ノ他正當ノ事由ニ因リ、缺席全月ニ涉リタルトキハ其月分ノ保育料ヲ徴收スルコトヲ得ズ

第十八條 州又ハ總地方費ニ於テ設置スル幼稚園ニ關シテハ、第十四條ヲ除クノ外前各條ノ規定ヲ準用ス、但州知事又ハ廳長ノ職務ハ第七條ヲ除クノ外臺灣總督之ヲ行フ

前項ノ幼稚園ノ職員ノ進退ニ付テハ、州吏員ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年府令第十六號幼稚園ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス
大正十年五月三十日、公立幼稚園に關し地方長官宛左の通達があつた。

通達があつた。

幼稚園は從來私立のみなりしが、地方制度改正の情勢に鑑み、今回公立幼稚園を設立し得ることとなり、公立幼稚園規則の發布を見るに至れり。風俗習慣殊に言語を同じくせざる内地人幼児と、本島人幼児を全然區別なく共學せしむることは、未だ其の經驗研究の不充分なる今日に於て頗る考慮を要することなるを以て、小公學校區別の主旨に従ひ、當分の内内臺人幼稚園は各別に之を設立することを本體とす。然れども内臺人の共學は小學校に於て之を認容したると同じく、幼稚園に於ても特殊の場合に限り、之を認容することとなり。元來幼兒は感受性強きものなるを以て、風俗習慣を異にせる内臺人の幼稚園に於ける共學は、其の方法にして適切ならんか同化の促進上其の效果大なるべきも、若し其の方法を誤らんか弊害を醸成するの虞なしとせず、且又國語習熟の程度を異にせる點より、保育の實際

上丁夫を要す可きもの多かるべければ、之が實施に關しては特に注意を加へ、左に據り慎重に處理可相成、尙公立幼稚園規則第七條、第二項の報告書には調査書類を添附相成度右依命通達す。

記

一 公立幼稚園規則第七條に依る申請を受けたるときは、小學校兒童共學取扱の例に倣ひ取扱ふこと。

二 内地人及本島人を同一の建物内又は運動場内に同時に收容する幼稚園の設置は、稟議を経たる上認可すること。

六、臺灣公立幼稚園官制 大正十二年三月二十四日臺灣公立幼稚園官制が發布された。右は大正十年度より漸次街庄立幼稚園の設置を見、猶引續き市街庄立として設置を希望するもの續出する状態である。

幼稚園は本島人教化上特に須要の事項である上、相當資格を有する保姆を得ることも緊要な事なので、今後保姆に對し相當の待遇を與へ、其の地位を確保する爲、本會の公布を見るに至つたものである。

第一條 臺灣公立幼稚園ニ左ノ職員ヲ置ク 園長 保姆

第二條 園長ハ保姆中ヨリ州知事又ハ廳長之ヲ補ス、但シ必要アルトキハ公立ノ小學校若ハ公學校ノ校長又ハ廳郡若ハ市ノ視學ヲ以テ、園長ニ充ツルコトヲ得

園長ハ廳長郡守又ハ市長ノ命ヲ承ケ、園務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

第三條 保姆ハ判任官ノ待遇トス。幼兒ノ保育ヲ擔任シ、兼ネ

テ園長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第四條 公立幼稚園ノ職員俸給其ノ他ノ諸給與ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム

第五條 市街庄立幼稚園ノ職員ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ、州又ハ廳地方費ノ負擔トス

ミなつてゐた。

七、公立幼稚園規則中改正 大正十二年三月二十七日公立幼稚園規則中改正が發布された。右は教育令の改正に伴ひ幼稚園に於ける共學に關しても略々小學校、公學校と同様にする必要があるのミ、一面官制發布の結果保姆の任用についても、改正を要することゝなつたからである。主なる改正點は次の通りである。

第五條 幼稚園ハ小學校又ハ公學校ニ併置スルコトヲ得

第六條 幼稚園ノ幼兒ノ年齢ハ三年以上七年限トス

第七條中 「内地人」ヲ「國語ヲ常用スル幼兒」「本島人」ヲ「國語ヲ常用セザル幼兒」ト改メ第二項ヲ削ル

第八條中 「本島人」ヲ前同様改正

猶規程の免許狀を有しない者は、保姆心得と稱する事ミなつた。

昭和六年三月二十九日同上規則中改正が發布された。右は市街庄に於て幼稚園を設置又は廢止せんことをする際、知事又は廳長の認可を要し、州又は廳地方費で設置せるものは、

七	公立三二	内九八	内一九九
八	私立三四	四四	二一九三
九	〇	〇二	一七四六
一〇	二一	四五	二二六九
一一	二二	四六	一七二八外一四
一二	二七	九六	二一八五蕃一
一三	三七	四六	一七四四外二二
一四	四一	四〇	二五九三
一五	五五	五五	二七三六
	五七	九一	一八五〇外二一
	七二	五〇	三五七九蕃三
	七四	六四	二〇九三外七
	七七	六五	四一〇蕃六
	八二	八五	二一五一朝一
	八六	三一	四六二一外四
	八六	三四	二二二四外一三
	八六	七四	四九八三蕃二

昭和八年を堺として、漸次公立を廢止され、従つて私立幼稚園之に代りて増加し、世の趨勢に乗じて現今の多數に上り、園児も年々共に非常なる増加を示すに至れり。尙之に本島人側の特設託児所を加ふれば幼児保育の現況は、驚くべき進展振を示す。實に時勢に即應したる喜びに足る頼母しさである。

念の爲に御報告

十月七日附の夕刊東京諸新聞紙に、「教育雜誌統合決まる」を題し、二十九種の雜誌名が擧げてありましたが、その中に本誌の名がないので、御心配下さいました方も少なくないと思ひます。あれは、多數の教育雜誌が警視廳の統合方針の下に自發的に、或は合併、或は廢刊を見た結果でありまして、本誌の刊行は從來通り變りないのでありますから、御安心を願ひます。

就ては、本誌は皇國幼児保育の振興に對する職責の重大を愈々自覺し、内容の充實を以て讀者諸君の爲に、希くは益々お役に立ちたいもの之心願致して居ります。讀者諸君に於かれましても、御自身の雜誌として、倍舊の御好意をお寄せ下され、本誌の發展に御協力を願ひます。

昭和十六年十月

日本幼稚園協會

月刊「幼児の母」に就て

幼稚園の家庭教育指導のはたらきの一助にも、昨年一月、月刊「幼児の母」を始めてから、もう二年になります。毎

號甚だ不出來ですが、それでも廣く各地幼稚園の御贊同を得て、月々、保護者へ配つて下さる方が多くなりました。

あんな小さいものですが、従つて内容も簡單至極のものです、毎月一萬數千のお母さんに讀んでゐて貰へると思ふに、大によろこんでゐます。ほんの四頁といふのも、忙しいお母さんの立讀みにもこいふ、初めからの計畫で、手にされる方は皆、讀んで下さること、これが何よりなのです。

就ては、従來の方々は勿論おつゞけ願ひますし、新しい方々にもお願ひいたします。尙ほ、今までは毎月「幼児教育」で御覽の上の註文を本體に願つてゐましたが、もう大體お分り下さいましたこと、思ひますし、月々の御申込みは、皆さんの方にも御手数が多いことですから、半年分なり一年分なりまゝ御註文下さるやう願ひます。當方でも印刷部數の豫めきまつてゐるんですが、時節柄必要になりましたのです。それで新しい幼児の入園から新たに御配布の方も多いと思ひますから、四月を初めとして、四、五、六、七、三四月を一期、九、十、十一、十二、三四月を第二期、一、二、三、三ヶ月を第三期としてまゝめ

た方が御便利かと思ひます。一年拂は十一ヶ月分。

申込規程

一、御註文は十部を一單位として、實費を左の通り申受けます。

○十部 金貳拾錢（二部貳錢）

○送料 十部まで三錢 二十以上送料不要

○十部以下の端數はおこしはりします。

一、御註文の節は部數三何ヶ月分といふこと、御送り致す宛名を特にはつきりお書き記して下さい。

一、右御註文のお申込みと同時に必ず前金でお拂込み下さい。本會の振替口座（東京一七二六六番）をお用ひ下さるのが御便利です。

一、お申込みお拂ひ込みは、東京市小石川區大塚町東京

女子高等師範學校附屬幼稚園内、日本幼稚園協會宛。

序に甚だ立入つたこと、やうですが、御利用の仕組は（イ）幼稚園が保護者に無料で配布される場合、（ロ）實費を保護者銘々の負擔になさる場合、（ハ）幼稚園内の保護者會或は母の會等が費用の負擔をなさる場合等、その他いろいろの仕組があらうと思ひます。

充分御利用下さい。

幼児の母



昭和十六年

十月

臨戦家庭の幼児

時局下といつたおほまかな言葉では足りない、臨戦でさへも氣もちを盡さないといふ此頃です。その切迫は國としてのことであり、その緊張は國民としてのことですけれども、その實際が、子どもの日常にひし／＼と感じられるのは家庭です。物資の不足は、親の心づくしから、そう直接に感じさせられないとしても、お父さんが忙しい。お母さんが忙しい。よくは分らないけれども、ラジオに、新聞に、家中の人の顔が引きしまり、話が嚴かになる。その、たゞならぬ重大な事態は、子ども心にも感じられずにはあません。

但し、親は幼児達に向つては、兄や姉に向つて語るやうな時局の語り方はしないでせう。寧ろ、いつものやうな明るさで楽しさとの生活にのびやかに置いてやらうと考へるでせう。ひたすら護られてゐるべき彼等は、斯ういふ時にこそ最もよく護られてゐることが必要だからです。自分に節しても子に豊かにし、心には憂へても我子には笑顔を忘れないのが親心だからです。常よりも健かに成育して、常よりも大切な國の將來を擔つて貰はなければならぬ彼等だからです。それにしても、この臨戦下に、我家の屋上に敵の飛行機のうなり一つ聞かない我國は有り難いことです。

幼稚園から

○幼稚園はお子さんの發達を楽しく助けるどころですが、ツヨイコに鍛鍊してゆくことも、大切な任務です。その鍛鍊は心と身とを一つにしての鍛鍊ですが、なんといつても、からだの鍛鍊が先づ注意せらるべきで、今こそ其の一番いゝ季節です。

○ぐん／＼馳せさせます。力のはいつた遊びをさせます。折角く着せていらつした上着をぬがせて、日光下で運動もさせます。氣の弱い、あまいお母さんが御覽になつたら、もつとお手やわらかにと言はれるかも知れません。勿論、幼児期の發達に無理なことはしません。○ところで、一方かういふ鍛鍊をします時に、大切なのは榮養と夜の熟睡です。そして、これは、幼稚園では出来ない家庭のお役目です。物資不足の時ですが、しつかりお願ひしますよ。

母の
講座

わが子を良い子に

八、興味の偏しない子

倉橋惣三

子どもは興味の強いものです。それが若し、無興味といつた子でしたら、誠に心細いことです。無興味でなくとも、興味の極めて薄いのでは頼もしくありません。

ところで、興味は強いが、甚だしく偏してある場合があつたりします。それはその方向への興味の強いためとすれば望ましいことに相違ありませんが、他の方向へ興味をもてないといふことでは、決して望ましいことではありません。丁度偏食のやうなものです。好きなものが好きであることは結構なのですが、他のものを人並に好むことが出来ないのが缺陷です。

ところで、そういふ興味の偏してある子は、その方面に於ては、ぐんぐん見事

な天分を見せるかも知れません。天才とさへ見へるかも知れません。それは確かに立派なことで、たゞ興味が廣いばかりで何一つ特色の出ないのよりは喜ばしいことかも知れません。しかし、こゝで問題になる點は、能力の上のことではなく性格の上のことです。興味そのものとしては偏する位が面白いかも知れませんが、その爲に性格が狭くなり、頑なになることは注意すべきことです。天才と變人とは別ですが、變人であることは、性格教育の理想ではありませんから。興味が偏してあるからとて必ず變人になるといふ譯ではありませんが、食物でさへ、偏食は栄養上に害がある以上に、性格の圓滑な發達に害があることは誰れも知つてゐます。偏興味もそれと同じです。

手製
養 養 お八つ

厚生科學研究所
國民榮養部 佐々木 理喜子

今更改めて申すまでもありませんが、

御子様のお八つには、消化がよく、カロリ―があり、しかも容積があつて食べると一時空腹を満す様な物がよろしく、夫れには含水炭素を主成分とした食品や果物や野菜類が適當であります。只今はお野菜がなか／＼手には入りませんが、ピタミンを攝る爲にも何とか工夫して出来るだけお野菜を攝ることに致しませう。五歳―七歳は一回に一五〇カロリ―位がよろしいと思ひます。

【1】素麵のマーレード和へ

材料 素麵四〇瓦 マーレード(又はシヤム)一〇瓦以上で一五三カロリ―
作り方 普通の白い素麵を一本を三つに切り茹てから笊に入れて水を切りよく冷やします。マーレードは罐から取出して搗鉢でよく搗り潰します。苺シヤムの時も同様になります。此の中に皮の素麵を

偏興味は、元來のその子の傾向である
ことでもあります。いろいろの影響から
そうなることがあります。第一に、親が
偏興味だと子が偏興味になります。第二
に、親がその偏興味——従つて偏能力を
はやし立てるとそうなります。第三に、
同じ偏興味の子達が集るとそうなりま
す。これらの理由は幼稚園でも同じで、
先生が偏興味であつたりすると起ること
ですが、幼稚園の先生にそんなことはな
い筈ですし、日々の生活的接觸の強さか
ら、家庭の場合一層影響が多いことです。
勿論、天才の親が天才の子を、同じ方向
に仕立て上げてゆくといふ様な場合は特
別のことで、似而非な天才教育は、
最も氣をつけるべきでせう。

學校の教育と同じく、幼稚園でも、偏
興味にならぬ導き方をしています。そこ
に一つの重要な任務が行はれてゐるとい
つていい位です。勿論、その間にもその
子の特色を發見して、その發展を妨げな
いやうにといふことは、細心に注意して
りますが、それは將來への見通しの教育

計畫であつて、現在としては、一般普通
な興味を發達させます。國民學校でもそ
うですが、幼稚園では、一層そうです。
従つて、家庭でも、此の方針を守り、此
の教育法に協力する必要があります。

そこで、若し、そういう偏興味の子で
あつた時は、どういふ風にして偏りを直
すか。これは、偏食矯正と同じ苦心を要
するでせうし、同様の工夫で成功するで
せう。つまり、廣い興味を誘ひ促してゆ
くことで、それには、親が先きに立つて
導いてゆくのです。但し導くといつて、
一々意識させずに導くことが必要で、一
旦偏つてゐるものを、意識的に異つた方
へ引つばるうとする、自分で偏りを意
識して、却つてその方に強くこだわつて
來たりするものです。これも偏食矯正の
秘訣と同じです。そして、何より必要な
ことは、氣永に、ゆつくりと、急がない
ことです。叱つてすぐ直るものではあり
ません。といつて、うつちやつて置いて
はいけません。絶えず周到に氣をつけて
ゐる功を急がないことです。

入れてよくまぶし硝子の小皿に盛りスプ
ーンを添えていただきます。

【2】ポテトの海苔巻き

材料 馬鈴薯一四〇瓦 砂糖一〇瓦 淺
草海苔一枚 以上で一五〇カロリ

作り方 馬鈴薯はよく洗ひ皮のまゝ、三つ
位に切つて御飯蒸でふかし、次に皮を除
き挿鉢に入れて潰します。播りますと粘
氣が出来ます。困りますから上から押し潰
す様にします。之に砂糖と少量の鹽を加
へ固い餡の様にし、海苔を二枚に切り焙
ぶり馬鈴薯の中に入れて細巻き海苔巻
きを作り、一本を四つ位に切ります。斜
に切ると美しくなります。

【3】サンドウィッチ

材料 馬鈴薯一三〇瓦 南瓜 五〇瓦
火腿五瓦 砂糖五瓦以上で一五二カロリ

作り方 馬鈴薯は大きい丸長いを選ん
で、二つ位に切つて、蒸し、皮をとり、
冷めてから一分五厘位に輪切つて二枚づ
つ重ねる。丁度フランスパンを切る様に
する。茹ですぎぬ事。南瓜を蒸して、潰
し砂糖、鹽を加へて味付ける。火腿は織
切り、南瓜にまざる。之れを二枚の馬鈴
薯にはさむ。

遠足幼稚園

□天地は學校だと古人が言ひました。實際廣い世界は、至るところに知識もあり、教訓もあります。同じ意味で、天地は幼稚園です。

□庭だつて、露路だつて、近所の往來だつて同じです。そういふのを近足幼稚園といひませうか。八百屋の店さき、肴屋の店さき、立派な、菜園であり、水族館です。呉服店の飾り窓が、お母さんの爲に工藝美術展覽會である以上に、有益な觀察教室です。しかし、八百屋の前では、觀察が餘り徹底して、色より形より、味の方にゆきそうです。そういふ指導法が講じてもありますからね。又、肴屋の店さきは、一寸立止まつてゐるのに生臭がつたり、水がはねたり、一尾づつまみ上げて觀察なんかも出来ません。そんなことされちゃあ、いきが悪くならあなど、わけえしゆにどなられそうです。そんなこんなで、近足幼稚園は、材料のあ

る割に、どうも幼児向きでありません。その上、往來がはげしくて、危くて仕方がないでせう。まあいゝのは縁日の夜店なんかですが、夏でもない限り、夜間幼稚園は利用しにくいでせう。

□そこで、一足のばして、遠足幼稚園といふことになりました。遠足といつたつて子どもの遠足で、おとなにとつては近足ですが、一步郊外に出で、一電車乗つて海濱に出れば、森あり、畑あり、野あり、磯あり、なんと豊富な幼稚園でせう。そこには、觀察繪本や、幼稚園の壁畫で平たく生氣なく見た自然が、立體的にいき／＼と、幼児の自由な觀察を待ち受けてゐます。たゞ若し、缺點があるとすればあんまり豊富多種多様で、子どもの目うつりがし過ぎて、却つて、何もよく見なかつたなんていふことです。そこは、指導者たる、お母さん先生、姉ちゃん先生の手腕を要します。

□但し、指導者の手腕といつても、知識的に教へるといふものではありません。それでは、遠足學校になつて仕舞ひます。

幼稚園はどこまでも幼稚園ですから、知識的授業はしてなりません。草の花そのものに、畑の野菜そのものに、野の蟲類そのものに、磯の貝類そのものに、子どもの興味をひきつけてゆくことです。それには、お母さん先生や姉ちゃん先生が、自分で先きに興味をそこへもたなければ出来ません。丘の上に腰かけて四方を眺め渡して、「あゝいゝ景色だなあ」だけでは、——それも大にいゝことですが、——それだけでは、幼児にはあんまり漠然としてゐます。

□勿論、こまかいものゝ觀察ばかりでなく、歩くこと、馳けること、廣い野に大きな聲で歌ふこと、皆で遊ぶこと、それらが、なんといゝことであるかは言ふまでもありません。狭い町中の幼稚園で得られない大保育です。

□こうした遠足幼稚園は年中開かれてゐます。しかし、今、此秋こそ、遠足幼稚園の一番いゝ季節です。幼稚園でもそこへ保育を擴げてゆきます。家庭でもどし／＼出かけて下さい。下品なことを申上げる様ですが、保育料は無料です。

誌
上
保
育
講
習

今夏中止の保育講習會を、その豫告通りの内容をもつて、「幼兒教育」九、十、十一、十二月號に連載して誌上講習とし、八百餘に上る聽講御申込みの御熱意に酬ゆることゝしました。
諸先生方には御繁忙の中にも拘はらず御快諾下さいましたことを茲に改めて厚く御禮申上げます。(編輯部)

誌上保育講習目次

國民學校と幼稚園保育の實際	倉橋 惣三
國民學校國民科指導の精神	竹下 直之
國民學校藝能科音樂に就いて	小松 耕輔
國民學校理數科の實際	田代 順之
幼稚園遊戯	戸倉 ハル
幼稚園手技	及川 ふみ

國民學校と幼稚園保育の實際 (二)

倉 橋 惣 三

第三、國民學校就學前必

須の用意

上述、第一講と第二講とは、國民學校と幼稚園との本旨及び方法上の連續に就てあつた。そして、その連續が如何に一貫し、如何に流通せるかを見たのであつた。そこで從來往々にして考へられた、學校は學校、幼稚園は幼稚園といった風の、切り離れた考へ方は極めて不合理のことになる。素より、幼稚園は幼稚園、學校は學校であつて、別の施設ではあるが、幼稚園保育終了者は皆國民學校へ入學するのであるから、幼稚園として、その關係を考へずにはゐられない。幼稚園が義務制でない限り、國民學校低學年が、必ずしも幼稚園を前提としてゐないにしても、それは制度上からのことで、幼稚園としては、學校に進むものといふことを、絶えず考へずにはゐられない。幼稚園を國民學校の豫備門であるとするは正常でないかも知れない。し

かし、折角幼稚園の保育を受けたことが、國民學校のヨイコたりツヨイコたるに極めて好都合なるべきは、當然でなければならぬ。

殊に、國民學校が昔の小學校であるならば、その偏知的傾向に對して、幼稚園がその豫備門たることは、極めて迷惑たるを免れない點もあつたかも知れないが、今日の國民學校低學年は、大に面目を異にして居り、従つて、それが、假りに豫備的要求を幼稚園にするにしても、決して無理は起らない風になつてゐる。これらのことは、前講に於て、おのづから觸れた處である。

これを、もう一度逆の方向から言つて見る。國民學校は學校教育としてはそこに初發するものであるが、その就學前に既に長い幼児生活期を経過してゐる。その生活期が、國民學校の教育方針に一致してゐるまで強くいはないとして、同じ方向に向つてゐるべきは、その出發と進展とに大きな關係をもつべき言を俟たない。若しその幼児期生活が不適正であつたら、國民學校は出發に多大の困難を感

するであらうし、甚だつまらない負擔を荷はさせられることになる。そして、そういふことが世に極めて稀でない。國民學校は病院でもなく、矯正院でもない。六歳までの適正な發達を遂げたものを受け取るところである。少くも、そうあり得るこゝこによつて國民學校はその教育効果を容易に擧げ得るのである。

勿論、現實の問題としては、そんな理想的なこゝこを國民學校は考へてはゐられないが、何しろ長い就學前を、國民學校から見て成るべくよく育てられてゐたいこゝこに相違ない。而して、それは、就學前に課せられた義務でもあるのである。

かう考へて來て、然らば、その必須の用意内容はさういふこゝこにならうか。こまかに數へ立てればいろいろさまゝの點が、それゝの理由に於て擧げられるであらうが、幼児期保育の特質に基いて、最も主要なる三方面がある。健康、生活々動、躰の三つである。

一 健康

健康の重要は更めて説くまでもないが、國民練成といふ國民學校の大任務に於て、健康に從來以上の力を用ふるこゝこは、種々の實際に於て顯著である。先づ國民學校教育實施上の留意事項として健全ナル心身ハ育成ニカムベシ（施行規則總則第一條）を強調されてゐるのを初めとして、職制

の中に特に新たに養護訓導を設けたる如きは、如何に、國民體位向上の爲に、國民學校の機能を發輝させようとしてゐるか、強くあらはれてゐる。

更に體練科に重きを置いて、強靱ナル體力ト旺盛ナル精神力トが國力發展ノ基礎ニシテ特ニ國防ニ必要ナル所以ヲ自覺セシムベシといふ國家的立場からの、健康の尊重を明示してゐる。而して其の健康教育は就學と共に初まるものではない。

健康の重要は誰れも認めながら、教育となるに往々にして之れを無視したり、甚だしきは之れを犠牲にしたりするこゝこが、從來の弊であつた。幼稚園さへもが、健康の爲に危まれたりした。又、實際に於て随分不健康なこゝこが敢てせられたりした。少くも、他のあれこれの目的を主として、健康に對する積極的考慮なきは頓ち行はれなかつたりした。斯くて、幼稚園が國民の就學前を護り育てるものといへやうか。

こゝこで、幼稚園が就學前の健康に對して責任的に實行しなければならぬこゝこは、概括して三項となる。(一)發達助成、(二)鍛練、(三)個々缺陷の早期留意、之れである。

(一)發達助成とは、幼兒の自然の發達に對して、之れを妨げるこゝこなく、之れに適切有效なる各種生活條件を與へて、その、よりよき發達を助成するこゝこである。

これが爲めに、榮養、運動、休息、睡眠等の一般的考慮が充分に行はれると共に、幼稚園の設備そのもの、健康條件が細心に注意せられなければならぬ。幼稚園を完全に理想的にするといふことは容易でないが、之れ等健康のための條件に就ては、一毫もその不備不注意を許せない。

更に、幼児期傳染病に對する注意は最も大切であつて、この爲に警戒豫防せらるべき考慮に就ては、家庭もよく連絡して、極めて周到なる注意を要する。家庭と連絡の必要は、單に此の點に止まらず、健康保育の全面に亙ることにあるが、他の點は、多少それ／＼の分擔があるとして、傳染病の點こそは、一方的には解決出来ない。

殊に問題となるのは、保育項目のそれ／＼に於て、識らず／＼過度の緊張を與へることに危険である。勿論、普通としては幼児生活の自然の調整に基いて、そんなに心配すべきことはない筈のものであるが、古い時代に行はれた細緻巧妙を貴んだ所謂細工手技なきにあつてはその弊なしとしなかつた。今日に於ては大にその弊が無くなつてゐるが、若し成績本位的指導が強く行はれたりする時、幼児の過勞を來さないことも限らない。

わけても、保育項目が課業的に厳しく取扱はれて、生活の自發的な愉悅性を失はれたりすることがあると、健康の發達の爲に頗る有害といふことになる。つまり、幼稚園

での健康保育は、生理的の問題であると共に、心理的問題だといふことである。國民學校の教育本旨に於て、最も力を入れてゐる「心身一體」のいふことは、幼児期に於ては一層本質的なことになるのであり、「教授、訓練、養護、分離、避くべし」のいふことも、幼稚園保育の必然たり、必須たることである。

(二) 鍛練。次に、發達の助成に止まらずして何等かの鍛練を加ふることも、健康保育の通則である。國民學校の體操科要旨では、「身體ヲ鍛練シ精神ヲ練磨シテ濶達剛健ナル心身ヲ育成シ」にある。これをこのまゝ幼稚園に適用すべきではないが、強度は加減しても、鍛練と練磨とは、現代日本教育に缺いでならぬことである。

たゞせば幼稚園遊戯に就て見る。その保育上の意義はいろ／＼であり、或る種類のものでは、優美柔軟の動作を主として、藝術的巧緻を以て専ら情操の教育に資せやうとするものもある。之れ又、たしかに、遊戯の一つの重要意義である。しかも、今日に於ては、美的といふよりも強健を主とし、繊細な末梢運動よりも基本筋肉の大まかな運動を主とし、舞踊的よりも競技的を主とし、藝術的巧妙性のものよりも普通の遊戯のまゝを取り入れた原始性のものを主とし、さいつた具合に、男兒も女兒も、大に力を籠めて元氣よく運動させることをつぎめてゐる。これらも一つの鍛

練である。

但し、鍛練を重んずるこいつても、要するに未だ幼弱な身體の所有者である。度を過ごして無理をさせることは、深く慎まなければならぬ。鍛練主義なごの名に於て、この誤りに陥るもの、特に近來尠くないのは懸念にたえない。この點に於ては教育目的としての鍛練を、幼兒身體に對する科學性との正しき調和が守られなければならぬ。又、鍛練の鍛練として行ふのみでなく、幼稚園生活の全體を通じて、單なる發達助成以上の積極性を加へゆくことも必要である。

(三) 個々缺陷の早期留意。以上の二項も各幼兒の個々に就て、按配加減せられることが必要である。わけても、個々の體質や、生理機能や、又感官等に就ても、その缺陷を速かに發見し、之れに適切な注意を施すことは、幼稚園の健康保育として、何より大切の任務である。

この點に就ては個々の幼兒の性格的、心理機能的特色を發見し、その缺陷を特殊傾向に對して注意を加ふることに同じく、或はそれ以上に大切なことにいへる。これら缺陷は家庭の往々にして見落すところであつて、これを正しく發見し得る事こそ、幼稚園の専門的可能事であり、それが出來なくて、専門施設たる何んの誇りも存在の意義もない。

これを發見したら、之れを矯正することは勿論である。

しかも、齒科治療の如きに於ては簡單に行はれるけれども、一般としては、必ずしも、幼稚園だけで、殊に、その保育期間に於て、矯正治療を完成し得るに限らない。それでも仕方ないが、精確なる早期發見の報告が國民學校に傳達繼承せられる時、如何に有用なることであらう。幼稚園は國民就學前保育機關として、此の任務を充分履行することを、最少限度にして、最大なる責任をしなければならぬ。而して此の爲に、幼稚園の身體検査の現状の甚だ足らざるものがあり、又保姆のその方面の教養の必ずしも充分ならざるものあるを否定し得ないであらう。

二 生活々動

國民學校の教育は、普通教育である限り、各種能力の發達を重んじてはるるが、從來の小學校が稍々もすれば、そこに止まつたのに對して、國民學校は生活の綜合能力もいふべきものを尊重してゐる。知能を知能として所有することよりも、知能の根本力をもつことを貴しとする。これを他の言葉——殊に幼兒期にも適用せられる言葉を以ていへば、生活々動力の教育である。

幼稚園が小學校に準備するとして、從來謂はれたことは、知能の内容の先きまわりの供與であつた。それが小學校のためにも眞に役立つことなく、幼稚園のためには大に有害

であるとして非難せられてゐた。しかも、常時の小學校低學年は、それ自身知能内容の教育を主として居り、それに準備するにすれば、それ以外の何ものでもあり得なかつた。ところが、國民學校殊にその低學年で知能の個々内容よりも、生活々動の根本教育を重んじ來つた以上、それは、元來が幼稚園教育の本旨であり、その本旨を以て彼の本旨に繼承せられることゝなつたのである。

生活々動の教育は、幼稚園に於ては、自由遊戯の活潑なる發動性をこゝとして、あらゆる保育の場合に於て主眼とされてゐるところである。何を知つてゐるかよりも、知らんことを心。如何に巧に出来るかよりも、作らんことを心。描かんことを心。歌はんことを心。否、こゝする心よりも、作り、描き、歌ひ、知らんことを心。それこそ、幼稚園が幼児に求むるところであり、養ひ強めんとしてゐる點である。而して、斯ういふ生活々動の強い子こそ、國民學校低學年へ進むに最もよく用意せられてゐる子といへやう。

たゞ、生活々動は強く旺んであることのみでなく、年齢に應じて、系統立てられてゐなければならぬ。それなくしては、たゞの元氣である。そこで、幼稚園は、たゞ我子の元氣を誇る家庭と異つて、生活の秩序と系統とに於て、正しく活動することゝを養はなければならぬ。目的を立て、

計畫を整へ、研究し、工夫し、努力し、更に、自ら批判！自ら試験をこゝした風の、活動體系(こゝいふも大げさである)が、習慣づけられたのである。

たゞへばたゞ興味に豊かだこゝいふばかりでなく、如何にしてその興味を自ら満足せしめ得るかを知つてゐる興味力でなければならぬこゝいつてもいふ。之れは、興味性の教育といふ場合、缺くべからざる要素であるが、他の方面に於てもいへる。即ち、生活々動の出發と途とに就て教養せられるのである。

自發的興味が強いとて、それを他の力で満足させられて平氣であるならば、正しい興味生活々動とはいへない。物に對して興味を出發させると共に、自己の生活を興味の對象とするのでなければ、訓練せられた生活々動とはいへないのである。

(三へつとく)

國民科指導の精神 (三)

文部省圖書監修官 竹 下 直 之

たくこの教育に關する勅語に仰せられたものを措いてほか

には無いのであります。

ところが私共は、この勅語に於てお諭しあそばされたものを、たゞ知つてゐるるか、或はわかつてゐるのかいふだけでは、何にもなりません。もちろん日本は東亞の盟主たり、指導者たるべきものであるといふことが、わかつてをりますれば、それすらわからないものよりは、多少えらいであります。しかし忠義は犬君にまごころをつくし、臣民としての自分をまもるごころである、孝行は親を安心させ、よくつかへるごころである、さいふやうな意味だけを辨へてゐるごいふのでは、なるほご物識りであるかも知りませんが、それだけでは役に立たない。日本臣民としてはみづから行ひ、みづから日常のふるまひに實際あらはすごいふことがなければなりません。そこで國民學校に於ける修身指導は、頭のなかでわかつてゐるごいふよりも、實際に行ふごいふごころまで、徹底させて行かなければならぬごいふのです。すなはち實踐指導ごいふごころに重點を置

三

先づ順序として國民科修身の内容について一通り申し上げます。

國民學校令施行規則には

國民科修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ國民道德ノ實踐ヲ指導シ兒童ノ徳性ヲ養ヒ皇國ノ道義的使命ヲ自覺セシムルモノトス

ごいふごころが明記してあります。この條項こそ國民學校に於ける修身指導の目的とするごころを、簡單にしてしかも要領を得ていひ現はしたものであります。申すまでもなく教育に關する勅語は、私共皇國の臣民が億兆一心の實を擧げ、國體の精華を發揮する所以の道をはつきりごお示しになつたものであり、國民すべてがそのお諭しのほごを身につけて實際の生活上に行はなければならぬごころを、簡潔なおごいふのうちに言表はされたものでございます。隨つてごころに國民道德の基礎たるべきものが、りつぱに見出されるのであります。皇國の道ごいひますものも、まづ

いて、徳性を涵養し、皇國の道義的使命を自覺せしめようとするものでなければならぬのであります。

それですから、さきに國民道徳を申しましたものも、社會道徳を個人道徳をかいふやうなものも區別して考へてはならないので、それらのものをみんな含めた廣い意味のものであります。すなはち國民の隨ふべき道、皇國臣民としての道徳をいふの變らないのであります。皇國臣民としての道徳は、教育に關する勅語に拜誦し奉るべきことができますやうに、すべて天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんとするものにほかならないのであります。父母に孝行するべきことも、兄弟に友にすべきことも、夫婦相和すべきことも、朋友相信すべきことも、恭儉己れを持し博愛衆に及ぼすべきことも、みんなその本來は、忠をいふことでもあります。天皇を中心とし奉るべきことによつて、天壤無窮の皇運を扶翼するべきところに、さきの徳行が始めて現はれて來るのであります。隨つて善隣相扶むか協同奉仕をかいふことばで示されてをりますやうな、公民生活に於て隨ふべき道も亦、忠をいふことが根本であります。いはゆる社會道徳をいふやうなものが、人格の鍊磨をいふ個人道徳とともに、すべて國民道徳をいふものゝなかに含まれてしまふのは當然であります。かうした國民道徳について、知ることを行ふことを切りはなしてしまつてはいけな

い。實踐しなければならぬのであります。

道徳を道徳をかいふものは、なるほご外國にもあるでありませう。併し、萬世に易ることない尊嚴な國體に具現されながら、いつまでもいつまでもつきるどころなく續いて行く皇國の大道をいふものは、世界のどこにも見出だすことのできないものであります。肇國の最初から自然三人を一にして、おのづからなる君民一體をいふうるはしい道を現はし、これにもついで彌榮えに榮えて來た我が國のやうな國柄は、決してその例を外國に求めることができないのであります。ことに世界無比をか萬邦無比をかいはれて、誇りをするところの我が國體が存立し、我が臣民のすべての道はこの國體を基として始めて生れるのであります。かの忠孝一本を一致をいはれる道が、もちろんことに基くのであります。我が國が道義國家として誇つてをります根據も、また全くここに在るのであります。天皇の御稜威をかしこみ、大御心のまに／＼國際正義を主張し、國威を發揚せんとするところに、皇國のなすべき仕事は生れるのであります。皇國の道義的使命を自覺させるべきことが唱へられてゐるのであります。皇國のなすべき仕事はいふものが本來道義的であるからであります。

かくして教育に關する勅語の奉體をいふことは單に觀念上のことをしてわきまへて置くだけでなく、實踐す

る、みづから行ふさいふこゝでなければならぬ、さいふ點について一通り合點せられたこゝに存じます。その實踐的奉體さいふこゝは、だんく國民學校の高學年を経て、國家社會の中堅になつて働く場合には、皇國の道義的使命を遂行するさいふ角度から、現はれて來なければならぬこゝも、また御納得ができたこゝであらうに存じます。

四

それでは國民學校に於ける國民科修身の重點なるものは何か、このこゝを申し上げて置きませう。

國民科修身では、

先づ第一に、祭祀の意義を明らかにし、敬神の念を涵養するこゝにつまめるのであります。

我が國は現御神にまします天皇の統治あそばされる國であります。天皇は神をまつり給ふこゝによつて天つ神と御一體となり、彌々現御神としての御徳を明らかにせさせ給ふのであります。随つて天皇はつねに祭祀を重んぜさせられ、御みづから賢所、皇靈殿、神殿の御祭祀をまり行はせられるのであります。

私共臣民も亦この大御心を承けたまはつて、同じく祭祀を以て我が驍國の精神を奉體し、私を捨て、天皇の御安泰を祈り奉り、また國家に報ずるの精神を磨くのであります。かやうに天皇の神に奉仕せられるこゝも、さうして臣民が

神を敬ふさいふこゝは、いづれもその源を同じうし、天皇は祭祀によつて彌々君徳を篤くし給ひ、臣民は敬神によつて彌々その分を盡くすの覺悟を固くするものであります。

我が國民道德の基礎はこのやうな祭祀の意義を明らかにし、敬神の念を養ふこゝができるべき、始めて確固たるものとなるのであつて、忠孝の大義はまつたくこゝから展開せられるのであります。國を家として忠は孝となり、家を國として孝はすなはち忠となるものであります。こゝに忠と孝とが一體になつて、すべての善い行ひができあがるのであります。

國民學校に於ける國民科修身の指導に於てはこの點に對する十分の指導をなすものであります。幼児の教育にありましても亦、深甚の注意を拂ふこゝが肝要であります。

また第二に、國民學校では特に高學年に進むこゝも、我が國の政治、經濟ならびに國防が國體に淵源する所以を會得させ、立憲政治の精神、産業と經濟との國家的意義、國防の本義さいふやうなこゝを明らかにして、遵法、奉公の精神を涵養するこゝにつまめるのであります。

我が國の政治、經濟、軍事はすべて國體に淵源したものであります。帝國議會は天皇の御親政を國民をして翼贊せしめ給はんがために設けられたものであり、また我が國の産業、經濟は皇國無窮の發展のための大御心に基づく大業

であつて、民の慶福の倚るべきところのものたるべきを考へて見なければなりません。更に國防にいふべきの本義もまた國體の顯現として、皇國を保全し國威を發揚せんとするところから出たものであります。これらの點を國民學校兒童に會得させて、將來世に處した場合、國體の精華を發揮するべきのできるやうに、遵法、奉公の精神を養はせるべきことが大切であります。

第三には、特に女兒に對して婦徳の涵養に留意するのであります。

幼兒に於ても多少とも男女の相違をいふべきから生まれる異つた點が現はれるのであります。國民學校の高學年になりますと、漸次その差が著しいものになりますから、その點に留意しての指導が行はなければなりません。すなはち高學年の女兒に對しては、家事、裁縫等の指導が一方に行はれるのでありますから、それらと相應して、女子としてその分に應じて國に報するべき精神を涵養し、日本婦徳の根柢に培はうとするのであります。

なかんづく我が國の醇風美俗、國運隆昌の原因の一半が、日本婦人の力に負ふべきの多かつたこと、また將來皇國の發展に婦人の働く力が大きいものであることを考へますれば、この點に對する指導啓發をゆめゆるがせにしてはならぬのであります。

我が國の婦人はむかへから内に在つては家をかたく守り、兒を育て、貞淑和順をいふやうな美徳を發揮するに、また生花、茶の湯のやうなものを通して、和敬靜寂をいふやうな精神をつかんで、武士的精神と相通するやうなものをも有して参りました。さうして優美溫雅であつた反面には、毅然たるところのある、云はゞ烈女でもいふべき尊い性格をもつてきたのであります。いまや我が國は東亞共榮圈の確保に邁進してゐるのであります。遠い將來に互つて行はるべきこの大業を擔つて、私共はひろく日本婦道の精髓を發揮せしめ得るやうに、注意しなければならぬこと勿論であります。

但し、第二の指導事項や、この第三の指導事項は、直接には幼兒の教育とは結びつけ得ないものであります。併し、第四の重點として、亂法指導をいふことが取り上げられてゐるのであります。この點は考慮して置かなければならぬのであります。

最初に心得てゐなければならぬのは、亂法は單なる形式的末梢的な容儀ではなくして、恭敬親和の心がおのづから外にあらはれる行爲であるべきであります。殊に我が國の禮法は天皇に對し奉る至誠の心を中心として發達し來つたものであつて、尊嚴なる御稜威を仰ぎ、億兆の相和するべきことが根本になつてゐるのであります。隨つて、

亂法を單なる社會生活上の便宜的な約束として考へるやうなことは、誤りも甚だしいものであります。禮行はれてよく國民性を鍊成することができ、また國民生活の進展を期待することもできるのであります。その意味で申し上げます、禮法指導といふことは、何でも修身指導と切りはなすことのできない一體不可分のものとして取扱はねばならないのであります。

禮の精神は不斷の生活に於ける實踐の規範といふところに存するのでありますから、禮はまた日常容易に修鍊せられ得るものでなければならぬのです。修鍊といふことは行ひといふことと結びつけて考へられなければならぬのであります。随つてその始めは、躡けるといふことであり、家庭で躡けられ、また學校で躡けられるといふことによつて、始めて禮法を履修する態度を確かなものにすることができます。國民學校で禮の精神を會得せしめることが大切だと言はれるわけは、全くここに存するのであります。

社會道德と呼ばれ、公衆道德といはれてゐますものも、その出發點なるのは禮法に於けると同様に、恭敬と親和といふ心にあるのであります。公衆道德といふことについて申しますれば、これは日本人の道義感のうちで、最も無自覺的な方面だといはれてをります。例へば、たくさんの人が集るといふやうな場合に、遅れて行つても平氣だとい

ふやうな時間觀念の乏しい點なきは、まさしく適切な例であります。その他にも自分のものは大切に、併し公物にはさして大事にしないといふやうな人がありますが、反省して見る必要があります。この方面の指導を小さい時からして置いて、國民の品位を向上させ、大國民であることの誇りを傷つけないやうにつとめることが大切であります。

たゞ國民學校の程度で考へますと、禮法が公衆道德といふものゝ指導は、國民一般の生活に於て必要且つ適切なものを選んで實踐させるといふことが肝要であります。幼児の教育といふことに結びつけて申しますれば、おませな子をもつくることよりも、もつこ活潑な子をもつくることに心掛けなければならぬのですから、禮法上の形だけをミゝのへて、もぢくしたやうな子にもしないやう注意して頂きたいと思ひます。

國民學校では、

第五にまた躡を重んじて、家庭と連絡しながら、子さの善良な習慣を養ふやうにつとめるのであります。

國民學校に於てたゞ單に修身といはずして、國民科修身と特にここはつて申すことに、大きな意味があるのであります。國民學校の教育はその全部がまた修身の教育である、といつても差支へありません。修身指導はたゞ單に國民科

修身といふ時間のうちだけさか、或は學校生活のうちだけさかいふものに限られたのでは、指導の徹底を期するこゝができないのであります。絶えず家庭と連絡して、兒童生活の全體を通じ、日常の生活のなかにしみ込んで行くやう、徹底的に指導しなければならぬのであります。

躰けたまごころをそのまゝ子ごもの性格にしてしまふさいふねらひが大切であります。併しそれは大人の立場そのまゝに子ごもをつくり上げるこゝではありません。子ごもは矢張りごもであつて、その心身の發達に即應して指導するやうにしなければならぬのであります。これは幼兒の教育に於ても同様であつて、一足跳びに大人なみにしようすれば、それはむしろ完全に失敗するこゝになります。

以上五つの重點について、國民科修身のねらふこゝろを申し上げましたが、特に最後の躰さいふこゝについて、次になほ少しく申し上げて見ませう。

五

躰さいは申すまでもなく、立居、振舞について行儀を教へならずさいふ意味から、出て来たこゝばであります。しつけの良い家さか、或はしつけの悪い子ごもさかいはれるのはさうであります。しつけさいふさきにはまた作りつけるさか、植ゑつけるさかいふ意味も含まれてゐて、お裁縫なきでは、新しく仕立てた衣服の折目を馴らすために、絲

で粗縫に縫ひつけて置くこゝを意味するのは、御承知の通りであります。いづれに致しましても、外側から、すなはち他律的に導いて行くさいふこゝ、隨つてよい習慣を形の上に、或はまた心のなかまで立上げて上げるさいふこゝには、變りない筈です。心のなかまで躰けられてしまふさい、それはもはや躰さいはいはないで、多く嗜みさいふ風に申すのであります。

かうしたこゝばが文部省で愛用されるやうになつたのは、私の存知してゐる限り、『禮法要項』の審議が始められてからのこゝだと思ひます。文部省で編纂致しました「師範修身書」の卷四に「禮の精神」を説いた課がありますが、そこにも躰さいふこゝばが驅使されてゐて、「修練は反復實行して習熟するこゝによる修養の方途であつて、その始は躰を主とする。家庭に於て躰けられ、學校に於て鍊成され、はじめて禮法履修の態度は確立する」さか、或はまた「みづから主となつてよい躰を身につけるやうにし、進んで生活のあらゆる場面に於て、國民として恥ぢざらんとする美しい心ばえに培ふこゝが肝要である。かゝる自發的な心構並びにその成果を嗜みさいふ。躰が他から施されるものさすれば、嗜はみづから學び行する態度である。よい躰、嗜は結局、反復實行によつて身につく。」さかいふやうなこゝばが書いてあります。これによつて考へて見ますと、修身と本來一體

である禮法とのつながりが濃厚にあることばだといふことがわかります。

國民學校令施行規則でこのことばが用ひられてゐるのは、國民科修身について、

躑ヲ重ンジ善良ナル習慣ヲ養フニカムベシ

とありますほかに、體鍊科について、

躑、姿勢其ノ他訓練ノ效果ヲ日常生活ニ具現セシムルニカムベシ

とあり、また藝能科について、

躑ヲ重ンジ姿勢ニ留意シ云々

とあり、特に藝能科家事のところで反復されて、

躑ヲ重ンジ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ云々

と明記されてゐるのであります。將來幼稚園に關する刷新が行はれると致しましてもなほ、躑を重視して日常生活に於ける正しい習慣を得しむるに力めることいふことは、強調されるであらうと考へてをります。

従來の教育に於きましても、被教育者を一定の習慣に慣れ行はしめる作用を訓育とか、訓練とか呼びまして、坐作進退を始めとして、飲食睡眠はもちろんのこと、精神的行動に至るまでも、習慣的な力の及ぶ限りはこれを實行的に、慣熟浸潤するところあらしめようとして參つたのであります。さうしたものが家庭的な色彩を濃厚に持つべきものと

して取上げられるとき、ほかならぬ躑といふことばを以て新しく呼び得られるのであります。隨つて躑けるといふ場合には、家庭を除外しては考へられない、といつてよろしい。絶えず家庭と連絡して、子どもの全生活を通じ、行住坐臥のうちにその指導を徹底させなければならぬのであります。たゞひ國民學校の方で、書物は大切に扱ふべきであつて、讀む前と讀んだ後にはきつと押しただくといふやうなことを、いつも机にむかつて讀まねばならぬといふこと、本棚に整頓して置くやうにといふことなどを、手に取るやうに教へ導き、躑けようと思ひましても、家庭の方ではこんな無頓着であつて、お母さんは書物をほふり投げたまゝにして置かれたり、お父さんは雑誌を晝寝しながら讀むといふのであつては、子どもは良くなる道理がありません。學校では本を大事さうにし、家では粗末にするといふ兩刀使ひをすることになるのであります。

しかも他方で我が國の家に於ける生活では、尊い傳統を形成した家々の躑といふものもありますのであります。教育の主體としての學校教師は、それらに對しても十分に考慮し、それらのものを簡單に抹殺することなく、尊き捨てがたい家々独自の躑をも教育のうちに生かして、家庭と協力しつゝ、教育を深めて行かなければならないのです。親の方でこれ臭さをこらへて學校で躑けられたところを身につけさせ

るやう努力するにこそ、また教師の方で飽くまで尊い傳承に學び續けるにこそがなければなりません。

かやうな前提のみに申しまして、躰はすなはち未だ自覺的になり得ざる段階に於ての道德的鍊成である、といふことができません。無自覺的な世界に住む空想の現實、主觀と客觀との未だ分れざる子をも誘導して、漸次的に自覺に出でた道德的鍊成へを指導するものであります。それを平たく申しますれば、日常行爲を通じて良習慣を身につけさせることであるといへるであります。習慣でありますから、つねに一定の事を繰返さなければなりません。また行爲でありますから、實踐することがあります。理論的といひますか、ないしは反省的といひますか、さうしたものは、成長の段階から考へましても後にして、先づ理窟ぬきに行はせることあります。

この點を考慮致しまして、國民學校の低學年では特に、兒童の遊戯や各種の學校行事、教師に對する態度、學友との交際、學用品その他所持品の取扱方、服裝、家庭に於ける朝晩の挨拶、道の歩き方、電車の乗り降り、車中の心得、神社佛閣の参拜の仕方など、子どもたちの實行し易い親しみ易いことながら、指導を始めることによつて實效を擧げようとしてゐるのであります。これらはすべて躰けることによつてできるのであります。しかもそれらの躰がその

まゝに禮法にかなふといふことになるのであります。この場合に注意して頂きたいのは、禮法といふものをわざとらしい、ぎこちないものにして行はしめてならないことでもあります。禮法はやつぱり自然に行はれ得るものでなければならぬのです。

國民科修身の低學年用教科用圖書であります「ヨイコドモ」上下二巻は、かくして全く躰ける手がかりとなるものを以て終始してゐるのであります。逐次各課に互つて説明することには、もはや控へたいと思存しますが、兎に角さういふ意味で實踐指導といふことが大眼目になつてゐるのであります。さうしてお話をするやうな場合にも、子どもたちがみな自分のこととして考へることのできる、「ワタケシ」いふものを中心とした生活記録風になつてをります。

なぜ生活記録風の教材を多く採用致したかお申しますと、主客未分化の状況に在るにせられる、この時期の子どもが示す自己中心性といふものに目をつけてのことでもあります。國民科初等科第一、二學年位の子どもは未だ幼い素朴な世界觀に立つてゐて、世のなかのあらゆるものが自己を中心に行進してゐるものだとなすのであります。「夕焼小焼あした天氣になあれ」、「三時候にさへ自己の要求を貫かうとするものであります。この期の指導に際しては、自我をつよく主張する態度を用ひることによつて、實效を求め

こゝが大切であるを考へます。幼児の教育に於ても事情はこれに極めて近く類したものをさして扱へるのであります。競争して賞められようとする兒童の自我場面を生かして行くこゝが大切であります。よいこゝは自分のこゝとして考へさせる。それに由來して、生活記録風の教材を着想したのであります。

併し、こゝで心得て置いて頂かなければならないのは、兒童の示す自己中心性を教師たるものは如何なる方向にむかつて指導して行くか、さいふ點についてであります。子どもの自己中心性をそのままに成長させるこゝによつて利己主義か個人主義かいはれるものへ育て上げるこゝは、正しくありません。また、それは我儘をさせるこゝから増長させて、やがて自由主義をつくり上げるこゝならぬないとも限らないのであります。道元禪師は『學道用心集』のなかでかういふこゝをいつてゐます。

「夫れ佛道を學するに初めて門に入るの時、知識の教を聞きて、教の如く修行す。此時知るべきこゝあり。所謂法我を轉じ、我法を轉す也。我能く法を轉するの時、我は強く法は弱し也。法還つて我を轉するの時、法は強く我は弱し也。佛道從來此兩節あり。」

大變にむづかしいこゝを引張り出して参りましたが、道元禪師は有名な『正法眼藏』その他で、結局のこゝを佛道を

學ぶさいふのは自己を學ぶさいふこゝである。自己を學ぶさいふこゝは自己を忘れるこゝである。自己を忘れるさいふこゝは萬法に證せられるこゝである、さいふ點について明らかならしめてゐるのであります。自己をのりこへて始めて私共は生きて行く。「天皇陛下萬歲」を絶叫して草むす屍、水づく屍になり了へた時、始めて私共日本國民としての生命は現はれるのであります。この方向に結んで後に、始めて子どもの自己中心性を用ひつゝ、躰けて行くさいふこゝも亦、意味あるものなるのであります。

かくして國體に對する敬虔なる心情を啓培し、團體生活を指導するさいふ角度から、國民學校兒童の教育を、さうしてまた幼兒の教育を考へなければならぬのであります。このこゝを關聯して、肇國の神話については如何様に指導するか、さいふやうな問題も亦起つて参るのであります。それは言語の躰、言語訓練としての國民科國語をふれ合つてゐますので、そのをりに申し上げるこゝに致しませう。

(つゞく)

幼稚園遊戯

(三)

東京女子高等師範學校教授

戸倉ハル

幼兒體操

服部正作曲

前奏 (八呼間) 靜かに聴く。

一 鳩ポツポ (十六呼間)

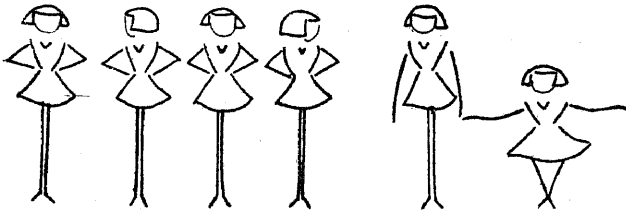
下肢の運動

- 1 兩臂を側に舉げ軽く上下に振りながら膝を軽く屈げて伸す。
- 2 兩臂を體側につけて直立姿勢になる。以上の運動を更に七回繰返す。

二 首振人形 (十六呼間)

頭の運動

- 1 臂を腰にさりながら、頭を左に轉す。
- 2 頭を正面にむける。
- 3 頭を右に轉す。
- 4 頭を正面にむける。

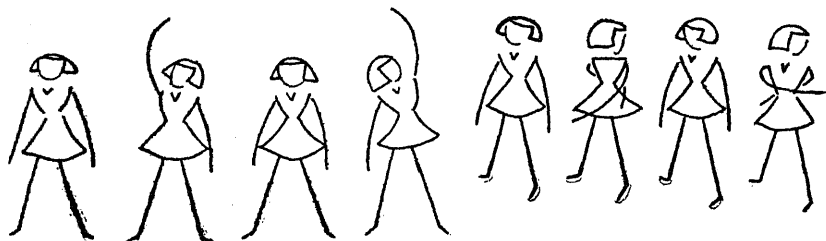


三 キューピーさんの萬歳 (十六呼間)

胸の運動



- 1 頭を前に屈げる。
- 2 頭を起し正面を見る。
- 3 頭を後に屈げる。
- 4 頭を起し正面を見る。
- 5、6、7、8 は以上の運動を更に一回繰返し最後に臂をおろす。
- 5、6、7、8 は以上の運動を更に一回繰返す。
- 3、4 臂を側から下して體側につける。以上の運動を更に三回繰返す。



四 後の正面だーれ(十六呼間)

體側の運動

- 1 兩臂を左へ振りながら、體を左へ轉す。
- 2 兩臂を體側につけて正面を向く。
- 3 兩臂を右へ振りながら、體を右へ轉す。
- 4 兩臂を體側につけて正面を向く。

以上の運動を更に三回繰返す。

五 高い高いお空 (十六呼間)

體側の運動

- 1 左臂を左斜上にかざし、上體を右に屈げる。
- 2 臂を側から下し體側につけ、體を起す。
- 3 右臂を右斜上にかざし、上體を左に屈げる。
- 4 臂を側から下し體側につけ、體を起す。

以上の運動を更に三回繰返す。

六 蛙の御挨拶 (十六呼間)

背の運動



- 1、2 左足を右足に揃へながら、膝を屈げて腰を下ろし、兩臂を床について正面を見る。
 - 3、4 臂を體側につけて、直立する。
- 以上の運動を更に三回繰返す。

七 お手叩き (十六呼間)

跳躍運動

- 1、2、3、4 左足膝を屈指股を前に舉げ、右足で軽く四回跳びながら、拍手を四回する。
 - 5、6、7、8 右膝を屈指、股を前に舉げ左足で軽く四回跳びながら拍手を四回する。
- 以上の運動を更に二回繰返す。

ハト ホッポノ 體操

(幼兒體操)

服部正作曲

♩ = 72

① ハトホッポ

Marcia

The first system of music is a piano accompaniment for a march. It features a treble and bass clef with a 2/4 time signature. The right hand plays a melody of eighth notes, while the left hand provides a steady accompaniment of chords. A dynamic marking of *f* (forte) is present at the end of the system.

The second system continues the piano accompaniment. The right hand melody consists of eighth notes, and the left hand continues with chordal accompaniment.

The third system of music includes a section marked with a circled 2 and the text 'クレヨン人形' (Crayon Doll). The right hand melody is marked with a dynamic of *p* (piano). The left hand continues with chordal accompaniment.

The fourth system continues the piano accompaniment with eighth-note patterns in the right hand and chordal accompaniment in the left hand.

返す。

八 お靴トントン (十六呼間) 整理運動
臂を前後に振りながら 右足から足踏を十六回元氣に行ふ。

指導上の注意

一、個々の運動は 形式にまらばれないで表現動作として伸び伸び大きく運動させる。

二、上體の運動(キュービーさんの萬歳 後の正面だれ高い高いお空 蛙の御挨拶)は特にゆつくり運動させて 體の筋骨を充分動かす様にする。従つて伴奏は少し速度を遅くする。

三、レコード(ビクター三〇九一)に合せる時は、間奏八呼間を靜かに聽かせ、リズムに乗つて動く様指導する。

いもむし

田中豊太郎作詞
服部 正作曲

準備 凡十人一組となり一列縦隊に並びせる。
動作



いも

(一)

先頭は手を腰にまき、他の者は手を前の者の肩にかけて蹲み、左足を前へ出しながら體を左へ屈げる。

むし 右足を前へ出しながら右へ屈げる。
ごろごろへうたんぼつくりこ 以上の動作を六回繰返し前進する。

繰返し「いもむしごろごろへうたんぼつくりこ」は前の動作に同じく、いもむしの進む様子を現はす。

(二)

ガア 全生立上つて、上體を前にまげ兩手で兩足首を握り、左足を稍々内輪にして前を出す。
ガア 右足を同様にして前を出す。

あひるよちよちひよつこらし

よ 以上の動作を六回

繰返しして前進する。

繰返し「ガアガアあひる

よちよちひよつこらし

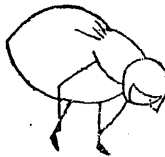
よ」は前の動作に同じ。

(三)

ながいはどちよう 先頭は

臂の力を抜いて體側にさげ體を左へ屈げながら斜左前へランニングステップ八歩で進む。

他の者は手を前の者の



肩にかけ、先頭に續いて前進する。

ニヨロリニヨロリニヨロリ 先頭は體を右へ屈げながら斜右前へランニングステップ八歩で進む。以下の者は先頭に續いて前進する。

繰返しの「長いはびちようニヨロリニヨロリニヨロリ」は前の動作に同じく、びちようのうねりながらおよく様子を出させる。

もみち

エホンシヤウカ(第二輯)
アキノマキ

ほんのり



左臂を斜上にかざしそれをながめる。

赤い 左臂を下し直立姿勢になる。



もみちの

右臂を斜上にかざしそれをながめる。

は 右臂を下し直立姿勢になる。



もみちのはつばは綺麗だな

兩臂を上に舉げ手掌をひら〜させながら



はつと

その場を左に一廻りする。



ひろげた

拍手二回する。

赤ちゃんの

「はつとひろげた」に同じ動作を行ふ。



おてゝの

右足膝を軽くまげ體重をかけ、左足を前に出し踵を床につける。左臂は五指を開いて前に出し、右臂は後に伸す。



やうて

左足を右足に揃へ兩臂を體側にまつて直立姿勢になる。



かはい

左足膝を軽くまげ體重

イモムシ

田中 豊太郎 作詞
服部 正 作曲

イモムシ ヨロヨロ ムシ タン ボツ クリコ

The first system of music consists of a vocal line and a piano accompaniment. The vocal line is in a 2/4 time signature and features a melody with eighth and sixteenth notes. The piano accompaniment is in the same time signature, with the right hand playing a steady eighth-note accompaniment and the left hand playing a similar pattern. The lyrics are written below the vocal line.

ガア ガア アヒル ヨチ ヨチ ヒコ コラシ

The second system of music continues the vocal and piano parts. The vocal line has a similar melodic structure to the first system. The piano accompaniment maintains its rhythmic accompaniment. The lyrics are written below the vocal line.

ナ ガイ ハド ズツ ムロリニ ムロリニ ムロリ

The third system of music concludes the piece. The vocal line ends with a final note and a fermata. The piano accompaniment also concludes with a final chord and a fermata. The lyrics are written below the vocal line.

モミチ

エハンシャウカ第二輯 アキノマキ

トシノリアカイモミチノハモミチノ

The first system of the musical score for 'Mochi'. It consists of a vocal line and a piano accompaniment. The vocal line is in treble clef with a key signature of one sharp (F#) and a 4/4 time signature. The lyrics are 'トシノリアカイモミチノハモミチノ'. The piano accompaniment is in grand staff (treble and bass clefs) with a key signature of one sharp and a 4/4 time signature.

ハツバハキレイグナハツトログク

The second system of the musical score. The vocal line continues with the lyrics 'ハツバハキレイグナハツトログク'. The piano accompaniment continues with the same key signature and time signature.

カカレンノチチノヤウガカハイナ

The third system of the musical score. The vocal line concludes with the lyrics 'カカレンノチチノヤウガカハイナ'. The piano accompaniment concludes with the same key signature and time signature.



な 「やうで」三同じく直立姿勢になる。

(つとく)

をかけ右足を前に出し
踵を床につける。右臂
は五指をひらいて前に
出し左臂は後に伸す。

幼稚園手技 (三)

及川ふみ

幼児の手技は、自由畫として繪を畫き、紙仕事として形を切り、或はぬりゑとして單にぬる事のみに終る單一的のものもあれば、又自由畫として畫いた繪もたゞ心の趣くまゝに畫いたさいふよりは何か一つの目的をもつてかき、それを次の仕事に役立たせる爲に畫き、それを切りさり、貼り合せて一つのものを作り上げる場合もあるのである。又一見して單純なるぬりゑの仕事の如く見えても、ぬりあげたものからは更に仕事がつゞけられて、箱になり、自動車になるさいふ様に單にぬりゑだけに終らないで目的の物を作る爲のぬりゑさいふ事もある。

幼児の手技として本來の目的とするところは、この單一的な前者よりはむしろ二つ三つの仕事の組み合わせはさつて行はれる後者の場合になる事が望ましいのである。單一的なものは要するに後に作り出される數種類組合はさつたものためにむしろ豫備的の段階でもあるのである。

これをもつ具體的に考へて見るに我々の日常の保育案の上に、自由畫、紙仕事、ぬりゑ、何々さいふ個々のものも、おもちゃ製作、動物園ごっこさいふ様に、數種のものゝ組合はさつた所謂製作なるものがあるわけである。

こんなこゝから考へて見るに、外のものよりも一層單一

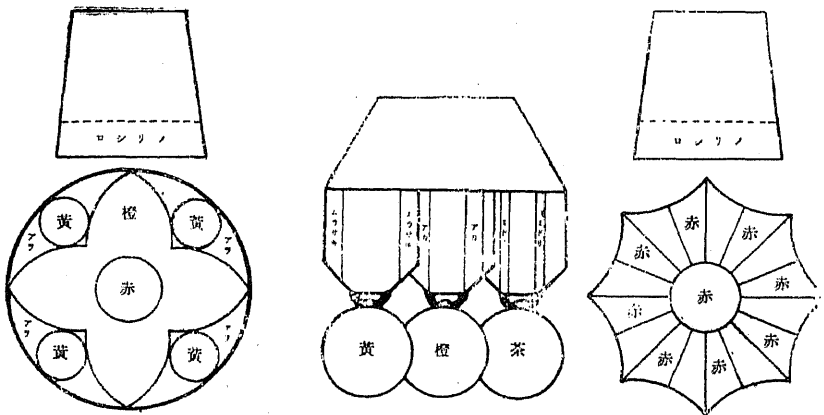
化して見えるものにぬりゑがある。

ぬりゑが幼稚園の一つの特技として一般に取り入れられる様になつてからは餘程の長年月を経過してゐる。そしてそれが幼稚園の幼児の仕事としてのみに止まらず、その材料の點では誠に遺憾な點も多い様に思はれるのであるが、さにかく普通の家庭の子供たちの間にも盛に行はれてゐる様である。

尙ほこのぬりゑはぬり上つたその結果から見て、繪の原本の様な感じさへ多く與へられるところもある。この爲にぬりゑ本来の目的を全く忘れられてしまつてぬりゑの方法にも、又その繪柄の選擇の上にも見當ちがひのものが出来て、正しいぬりゑの使命の上にも甚だ迷惑を感じる事も多々あるのである。

さてぬりゑをして正しい指導の下に行はれたとしても、從來はぬりゑをぬりゑとしてごこまでもそれをそのまゝに終らせる事が多いのである。美しいぬり上つた繪の綴帖としてそのまゝに保存される事も多い様である。

けれども手技本来の目的としては、ぬりゑはぬりゑとしてだけにごこめておくべきものではない。ここに國民學校の教育の新體制によつて綜合教育の叫ばれてゐる今日、各科學科目の綜合せられて課せられてゐる現在にあつて手技なごの一つの項目のうち、さらにさらに細かく別れ別れに



なる事は大いに考慮しなければならぬ點である。又資源愛護の立場として單にぬりゑにのみ止めておく事は誠に可憐な事である。一つの製作の課程としてこれが大切な役割をはたしてほしいものである。

たゞこの時に我々が幼児以上に考慮すべき事は、單にぬりゑだけに終る時のぬ

りゑ、それから製作中の一部分の仕事としてのぬりゑの取扱ひ方であるといふのである。

従來のぬりゑとしての單獨の場合には保育者もその主旨をよく了解して、専念注意深くぬり上げる事であるが、後者の場合、製作中の一部分となるぬりゑの場合には前者ほごには入念に出来ない場合が往々にしてある事を見受けるのである。これは後者が製作の途中にして、幼児自らがそのものゝ結果を急ぐ事にも一つの大きな原因があつて、ぬる事をば軽く見すごす事にもなるのであるが、その指導の任にあたる保育者としては、製作のいづれの段階も重要な役目の存するものである事を充分に了解して指導にあたらなくてはならないのである。ここに初歩の特技の指導には敏速にするといふ事はまだのぞめない事であつて、専ら一つの工作課程に興味をもつて淳々として倦まずあせらずに仕事を繼續するといふ氣持を培ひたいものである。この點多人數の幼児を一人の保姆さんが指導する時にはなかく困難がこもなふ事でもある。

仕事の一部分としてのぬりゑが粗末に取扱はれる事云ふ事は一つにはその仕事の分量の多きに過ぎる事も一つの原因になる事である。次にぬりゑは幼児には比較的容易に出来る仕事の一つである。この爲氣軽く早く仕事を容易につけてしまふ事である。

仕事の部分々々を入念にする事はぬりゑの場合のみに限

らないのである。製作には二つ又は三つの仕事のつゞけて出来る事も多いのであるが、その一つ々々が當然別々の部分になつてゐてもその一つ々々に費す努力には何の變化もあるべき筈はないのである。

ここに時局柄ぬりゑをただにそれだけの仕事に止まらず、ぬつたものは次には何かを製作するのに役立たせて使ふ、否あるものを作る爲にぬるのであるといふ事を考へてこのぬりゑを一層活用させたいものである。

以上ぬりゑについて愚見をのべたのであるが、製作さぬりゑといふ事を考へて今こゝに適當なぬりゑの材料を考へて見たいのである。

勳章

兵隊ごつこは男兒たちが、常時非常時を通じて最もよろこんでする集團遊びの一つである。肩章勳章などは手輕に幼兒自身にも、保姆にも作られるものである。たゞその輪廓の線は自由な線でなく、正確なものを與へて、その内部の色を幼兒にぬらせて作るさよい。勳章は相當の形がさよのではないさ勳章らしくないし、又實物は相當に細々してゐる。幼兒たちがぬりゑをして充分に一つの満足が得られるやうに、さらに又これを切りさつて勳章として使ふのに適當なものをさよいふので別圖の様なものを作つて見た。

別圖一センチ位のノリシロは勳章の裏へノリシロとして貼りつける部分で、残りの部分はおり返して、洋服やエプロンに縫ひつけるなりはさむなりする。(つゞく)

日本幼稚園協會編輯 幼兒の教育

會長 東京女子高等師範學校長 下村 壽 一
 主幹 東京女子高等師範學校教授 倉橋 惣 三
 附屬幼稚園 主事

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タルラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノトス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五錢ヲ繳出スヘシ、會員ハ無料ニテ本會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ケ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク但場合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、幼兒教育ニ關スル研究及ヒ調査

一、幼兒教育ニ關スル講演會及ヒ講習會ノ開催

一、雜誌發行(毎月一回)

一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行

一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介

一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 會務ヲ總理ス

主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

定價

一月分	金參拾五錢	特等面一頁二等面一頁
三月分	金貳拾錢	金貳拾圓金拾圓
半年分	金貳拾錢	一等面一頁一頁以下
一年分	金四圓貳拾錢	金拾五圓御斷り
拾貳冊送	料共	神田區駿河臺ノ三品田廣告社に御申込下さい

(外國行郵税は一部金拾貳錢の割にて御拂込下さい)

昭和十六年九月二十八日印刷納本
 昭和十六年十月一日發行

幼兒の教育 第四十一卷 第十號

不許複製 轉載

編輯者 東京女子高等師範學校附屬幼稚園內 倉橋 惣 三
 發行所 東京市本郷區駒込林町百七十二番地 柴山 則 常
 印刷所 東京市本郷區駒込林町百七十二番地 杏 林 舍
 印刷所 東京市本郷區駒込林町百七十二番地 杏 林 舍

發行所 日本幼稚園協會

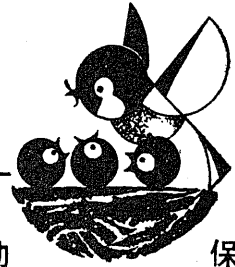
振替口座東京一七二六六番

注 文 規 定

- 一、本誌御注文の方は凡て前金(郵税共)で願ひます。(郵券代用の場合は是れは繰り割増)
- 一、御送金の場合はなるべく振替貯金で振替口座東京一七二六六番日本幼稚園協會宛に願ひます。
- 一、送金の節には第何卷第何月號より第何月號迄と明記せられたし。
- 一、本誌の代金に對しては別に領收證を差出しません。特に御入用の方は往復はがきで御申越を願ひます。
- 一、會費切又は前金切の際にはその最終發送の雜誌の帶封に「前金切」の印章を押捺いたしますから其節は早速御送金を願ひます。
- 一、本誌の見本御入用の場合には前金參拾五錢發送を願ひます。

目書行發館ルベールフ

書導指たき生るけに於に育教兒幼
書良つ立役に直に上育保の際實



保 育 叢 書

倉橋惣三先生監修

四六列總布本綴
各册定價金一圓
送料六錢

第一編 幼兒の 人形芝居脚本

菊池ふじの先生共著
徳久孝子先生共著

第二編 自然物おもちゃ

膳眞規子先生著
及川ふみ先生著

第三編 幼稚園の 手技製作

和田 實先生著

第四編 實 驗 保 育 學

淡路圓治郎先生著
定價金六一錢圓

幼 兒 發 達 檢 査

淡路圓治郎先生著
牛島義友先生共著
吉田 虎彦先生著

定價金六一錢圓
送料金六錢

農 繁 託 兒 所 の 經 營

倉橋惣三先生共著
緋田 工先生共著

定價金三十二錢圓
送料金三錢

實地踏査 に基づく フレーベル全傳

高市慶雄先生著

定價金一圓五十錢
送料金六錢

幼 稚 園 律 動 遊 戲 曲 譜 集

大阪市保育會編

全定價金二圓册

附 競記憶感覺爭遊戲・動作篇

構成々分を 主としたる 幼稚園遊戲の 保育要諦

大阪市幼稚園共同研究會第六區編

第一卷 動作集 (金三圓)・第二卷 曲譜集 (金二圓)

子 供 の 舞 踊

石井 漢先生著

定價金二圓五十錢
送料金十錢

シルエツトの 作り方

鈴木 重章先生著

定價金六一錢圓
送料金六錢

食館ルベールフ 社會式株

社 本 所 張 出
東 京 神 田 保 二 街 二 番 三 三 (33) 話 電
大 阪 東 區 後 五 街 一 番 八 七 番 七 番 八 三 (24) 話 電

昭和十六年五月十五日第三種郵便物認可
（毎）月四年一月五日
（行）日發行

昭和十六年九月二十八日印刷納本
昭和十六年十月一日發行

（停）定價參拾五錢